

第2編 災害予防計画

災害予防計画は、市民の生命と財産をあらゆる災害から守り、また災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための施策及び事業等について定めるものである。

『すべての人が支えあう 災害に強く 人にやさしいまちづくり』という防災理念のもと、市民防災活動を支援するための計画を定めるほか、災害時の円滑かつ迅速な応急・復旧活動のために平常時から備えておくべき事項について定めるものとする。

第1章 市民とともに災害に強いまちづくりを進める

本市では、市民の参画と協働による市政運営を行っており、防災面においても市民の参画と協働という視点が必要である。

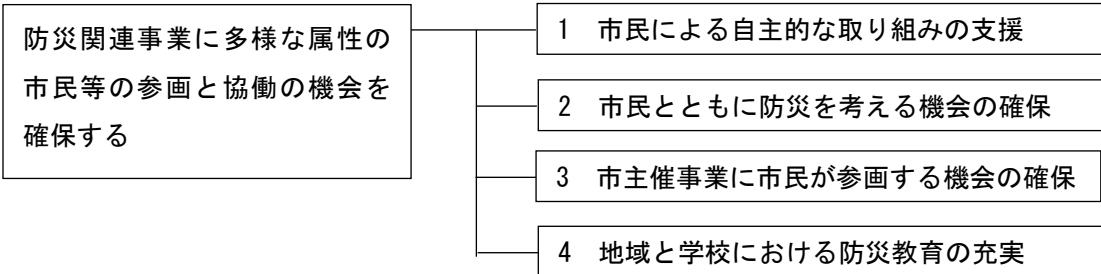
このため、各種防災関連事業の実施や防災計画等の検討にあたっては、市民、地域、各種団体、企業・事業所等と一緒に考え、共に取り組んでいくことを基本とする。

第1節 防災関連事業に多様な属性の市民等の参画と協働の機会を確保する

第1 基本方針

本市の地域防災計画では、その防災理念を「すべての人が支えあう 災害に強く人にやさしいまちづくり」としており、各種防災関連事業を進めるにあたり、性別や年齢、障害の有無などに関わらず、多様な属性の市民等の参画と協働という視点を取り入れることを基本的な考え方としている。特に、平常時から市民、地域が自覚を持って主体的・積極的に取り組みを起こしていくことが不可欠であり、市民とともに本市の防災を考える機会をより一層充実するとともに、地域防災計画の見直しも含めて、市が主催する防災事業に多様な属性の市民が参画できるような仕組みを検討するものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 市民による自主的な取り組みの支援

(1) 災害への備えの充実

- | | |
|-------|---|
| ◆事業内容 | 市民が平常時から以下の項目に対して取り組むよう支援する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品の準備及び食糧物資の備蓄 ・家庭内安全対策の充実 ・帰宅困難時の行動計画の作成 ・要配慮者を支援する意識の醸成 ・自主的な避難所運営能力の向上 ・要配慮者や女性のニーズに対応した避難所運営 |

(2) 災害時対応に求められる知識・技術の習得

- ◆事業内容 市民が平常時から以下の項目に対して習得に取り組むよう支援する。
- ・家族防災会議による緊急時対応方法の事前確認
 - ・火災予防及び初期消火に関する知識・技術
 - ・消防用設備等に関する知識・技術
 - ・災害時の救助・救護に関する知識・技術
 - ・防災資機材の使用方法に関する知識・技術

2 市民とともに防災を考える機会の確保

(1) ハザードマップに対する認知度の向上

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
◆実施時期 毎年
◆事業内容 インターネット等を活用してハザードマップに対する理解向上に努めるほか、自治会等の要請に応じて、説明会等を随時開催する。
また、周知対象には通勤、観光客等の一時滞在者まで含めて考える必要があることから、地域の事業所、観光施設等においても周知活動を展開する。

(2) 災害図上訓練等による災害危険箇所の理解及び共有

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、消防局
◆実施時期 毎年
◆事業内容 災害図上訓練（D I G）等の開催を通じ、市民、自治会等が、主体的に地域の防災上の特性や災害危険箇所、災害発生時の対処要領等について理解し、共有する機会を提供する。

(3) 地域毎の防災マップ等の作成支援

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
◆実施時期 毎年
◆事業内容 ハザードマップや災害図上訓練等をもとに地域において避難場所や避難のあり方について話し合い、地域の実情にあったよりきめ細かい防災マップを作成するよう働きかける。

(4) パンフレット等による防災知識の提供

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
◆実施時期 毎年
◆事業内容 各種防災関連パンフレットや広報あかし等を活用し、防災知識の提供と防災意識の啓蒙・啓発に努める。

(5) 出前防災講話等における自助の大切さを周知

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
◆実施時期 毎年
◆事業内容 出前防災講話、地域防災訓練の場を活用して、自らが非常持ち出し品の準備、食糧物資やトイレの備蓄を進めることを

周知する。

3 市民が参画する機会の確保

(1) 市防災訓練の実施及び個別防災訓練の支援

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 総務局総合安全対策室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 市民の災害対応能力の向上を図るため、定期的に市防災訓練を実施するとともに、個別訓練を支援する。また、幅広い年齢層や要配慮者等が訓練に参加できるよう、仕組みづくりの検討や訓練内容等の見直しを行う。 |

(2) 市民救命士の養成

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 消防局 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 救命率の向上を目指し、市民を対象に救急法・蘇生法などの市民救命士講習を開催し、年間5,000人の養成を目指す。
また、事業所などを対象に救急インストラクターの養成に努める。 |

(3) 要配慮者を支援するための仕組みづくり

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 福祉局 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 要配慮者避難支援計画に基づき、地域住民が主体となって、地域の要配慮者を支援する体制、役割分担、行動計画等を作り上げていくことができるよう支援を行う。
また要配慮者の防災訓練への参加を促進する。 |

(4) 要配慮者（障害者等・外国籍）に対する講話

- | | |
|-------|--|
| ◆実施担当 | 福祉局、総務局総合安全対策室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 災害時に、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が、円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれることが予想される方に対して、個々の状況に合わせた「事前の準備」を十分に行う重要性を啓発することで、災害時の不安を解消し、支援を受け易い状況を整える。 |

(5) 地域防災計画作成における市民の参画

- | | |
|-------|--|
| ◆実施担当 | 総務局総合安全対策室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 地域防災計画については、様々な災害に対応できるよう、また様々な住民要望に対応できるよう、より実践的な内容に整備・充実していくとともに、その内容等に関してホームページに掲載するなど住民等に広く周知徹底を図る。
さらに、地域防災計画の作成及び修正に市民が実質的に参画できるよう取り組む。 |

4 地域と学校における防災教育の充実

(1) 防災に関する講座・イベント等の開催

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害を自分の問題として関心をもってもらえるよう、楽しくわかりやすい教材を活用した各種防災講習会や災害図上訓練等を実施する。

(2) 学校における防災教育の実施

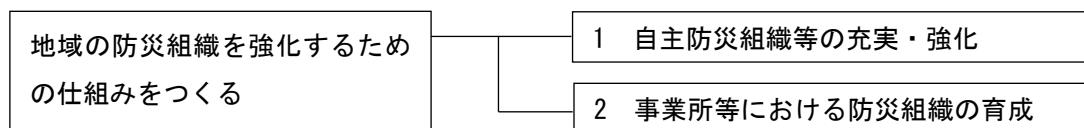
- ◆実施担当 教育委員会、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 教育委員会は、防災教育指導資料「忘れない」などを活用して教職員の研修に努めるとともに、各学校園においては、適宜防災訓練を実施するほか、教育活動全体において、計画的・継続的に、人間としての在り方、生き方を考えさせる防災教育を推進する。

第2節 地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たすのが地域の自主的な防災活動であり、今後も自主防災組織の組織化を促進し、災害時活動マニュアルの整備や女性の視点を持つ自主防災組織リーダーの育成などを通じて組織の強化を図る。また、事業所においても、従業員や利用者の安全性を確保するため、地域と連携を図りながら自主防災体制を確立するよう働きかけるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 自主防災組織等の充実・強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成指導

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施担当 消防局、市民生活局市民協働推進室 ◆ 実施時期 毎年 ◆ 事業内容 自主防災組織の結成促進及び育成指導を図るため、組織づくりのための啓発、研修等を実施するとともに、自主防災組織に対する防災資機材の提供及び活動用マニュアルや防災用パンフレット等を作成配布し、活動内容の充実強化を図る。
また、自主防災組織の活動報告の共通フォーマットを配布し、活動の実態把握や検証を容易にするとともに、自主防災組織相互間の情報の共有を図る。
なお、自主防災組織の育成指導にあたっては、災害の予防・減災を重視するとともに、災害時の自警活動や平常時の防犯活動などについても考慮する。 |
|---|

(2) 活動拠点となる明石市防災センター機能の充実及び積極的な活用

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施担当 消防局 ◆ 実施時期 毎年 ◆ 事業内容 自主防災組織の育成や活動支援の拠点となる明石市防災センター機能の充実を図るとともに、積極的な活用を行い、市民の防災意識の向上を図る。 |
|--|

(3) 自主防災組織等のリーダーの育成

- ◆実施担当 消防局、市民生活局市民協働推進室、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 自主防災組織等の強化のため、兵庫県が実施している「ひょうご防災リーダー講座」の受講を働きかけるとともに、自主防災組織等への出前講座や防災訓練の支援等を通じて、防災に関する専門的知識を有し、地域の防災活動の中心となる人材を育成する。

(4) 消防団・自主防災組織等による防災訓練等の充実

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 消防団・自主防災組織等に対しては、市が主催する総合防災訓練・個別訓練への参加を呼びかけるとともに、地域の実情に応じて、消防団・自主防災組織等が主体となった防災訓練等を実施するよう積極的に働きかける。

(5) 多様な属性の市民が参画できる仕組みづくりの支援

- ◆実施担当 消防局、市民生活局市民協働推進室、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 世代が交代しても、自主防災組織が継続的に機能できるよう、若い世代や子育て中の女性等も気軽に地域の防災活動に関われる仕組みづくりについて支援を行う。

2 事業所等における防災組織の育成

(1) 事業所等における自主防災体制の確立及び防災意識の向上

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 多数の人が出入りまたは勤務する一定規模以上の事業所については、初期消火活動等に必要な人員及び装備を設置するなど、自主防災体制の確立を図る。
また、防災訓練や防火・防災研修に従業員の参加を促し、防災知識の習熟や防災意識の向上に努める。

(2) 防火管理体制の強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 防火管理者の選任義務のある百貨店、旅館、ホテル、病院等の防火管理の資格者を養成し、防火管理業務の徹底を図る。

(3) 危険物保安管理体制の強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 危険物施設に対する安全の確保及び取扱いの適否を検査するため、定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導を行う。また、危険物施設の保安監督者又は取扱者に対し、保安に必要な教育並びに防災に関する諸活動が円滑に行われるよう隨時講習会等を開催し、保安意識の高揚を図る。

(4) 地域の防災活動との連携の強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 事業者が事業所とその周辺地域の安全を確保するため積極的に地域の防災活動に参加し、連携強化に努めるよう働きかける。

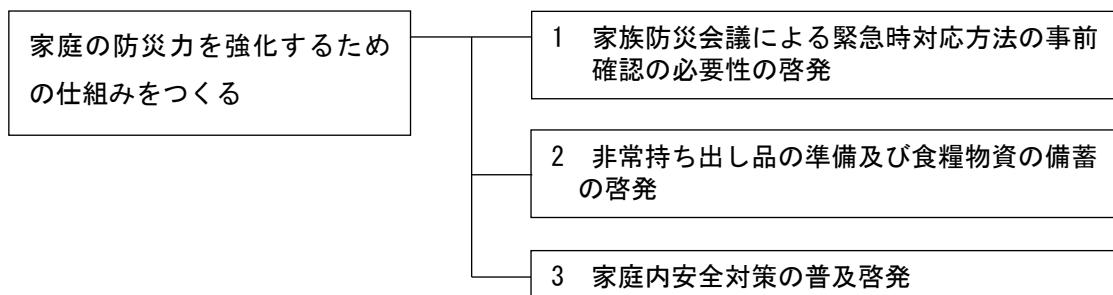
第3節 家庭の防災力を強化するための仕組みをつくる

第1 基本方針

「自らの命や財産は自ら守る」というのが防災の基本であり、市民は、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自身と家族の安全を守るように行動することが重要である。特に、大規模な災害発生時には、行政や防災関係機関も重大な被害を受ける可能性があるため、どのような状況下でも自らの判断で適切に避難等ができるよう、事前の準備を行っておくことが必要である。

このため、市民・事業所に対して、平常時から水や食糧、生活必需品について最低限の備蓄を行ってもらうとともに、緊急時の安否確認の方法について事前に確認してもらうよう働きかけるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 家族内での、緊急時対応方法の事前確認の必要性の啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

平常時から各家庭において防災のことについて話し合い、自宅及びその周辺のリスクの把握、最寄りの避難場所・避難所及び救護施設の確認、災害時の連絡先及び連絡手段に関する確認等を行ってもらうよう啓発する。

また、地震時及び風水害時の心得や緊急地震速報を見たり、聞いたりしたときの行動等についても、平常時から理解しておいてもらうよう啓発する。

2 非常持ち出し品の準備及び食糧・物資の備蓄の啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

平常時から各家庭において、非常持ち出し品の準備及び食糧・物資の備蓄（食糧、飲料水（一人1日3ℓ）、携帯トイレは3日分から7日分を目途）を行ってもらうよう啓発する。

3 家庭内安全対策の普及啓発

(1) 家具転倒・落下物による危険に関する意識の啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 落下や倒壊の恐れのある家具等の転倒防止対策を自主的に実施してもらうため、各種防災関連パンフレットや広報あかし等による意識啓発を行う。

(2) 家屋の耐震補強に関する意識啓発

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 昭和 56 年以前に建築された家屋等について、耐震診断や耐震補強を自主的に実施してもらうため、各種防災関連パンフレットや広報あかし等による意識啓発を行う。

第2章 災害時の対応活動を支援する

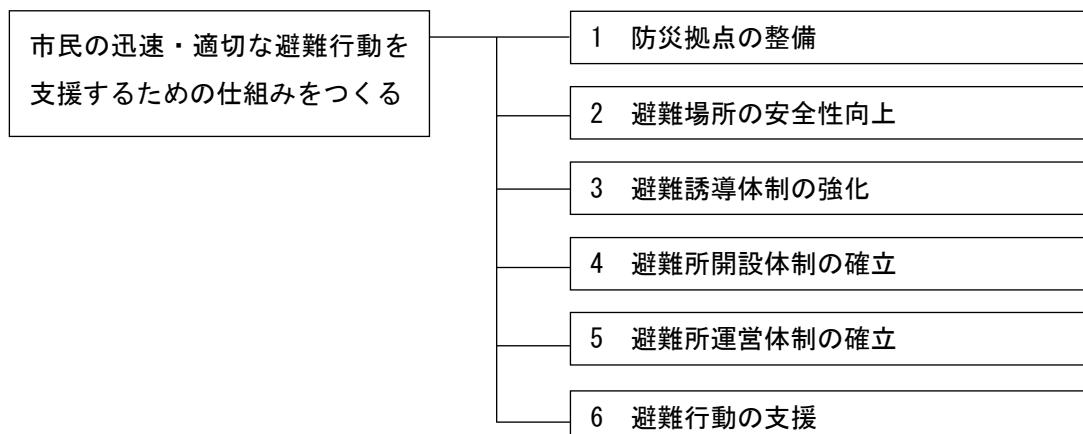
市民や地域の災害対応が適切かつ迅速に行われることによって、災害による被害を少しでも少なくするため、行政は、市民や地域の多様なニーズを汲み取るとともに、明石市の防災活動において必要となる対策を事前に把握し、市民や地域による自主的な災害対応が適切かつ円滑に行われるよう支援を行っていくものとする。特に、市民や地域による取り組みでは対応しきれない広域的な対策や施設整備、また、市民等の相互間の連絡・調整等については、行政として積極的に支援していくものとする。

第1節 市民の迅速・適切な避難行動を支援するための仕組みをつくる

第1 基本方針

平常時から避難場所や避難所の選定及び整備を行うとともに、被災状況に対応した避難所開設体制、自主防災組織等地域住民と連携した避難所運営体制の確立を図るものとする。また、避難所開設の基準や避難所の位置等に関して周知を図ることによって、住民が安全で円滑な避難行動ができるよう努めるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 防災拠点の整備

(1) 防災拠点の強化

- | | |
|-------|--|
| ◆実施担当 | 総務局総合安全対策室、市民生活局市民協働推進室、教育委員会 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 小学校区を基本とした協働のまちづくりにあわせ、各地域の特性に応じた避難の在り方について検討するとともに、小学校及び小学校コミュニティ・センターを地域の防災活動の拠点とし、機能の強化を図る。 |

(2) 地域防災公園の維持及び管理

- ◆実施担当 都市局都市整備室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 避難地機能や物資備蓄機能などの防災機能を有した市内9箇所の地域防災公園の維持及び管理を行い、機能・設備の充実を図る。

2 避難場所の安全性向上(1) 災害後の応急危険度判定体制の確認

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室、教育委員会
 ◆実施時期 每年
 ◆事業内容 避難所における地震による二次災害発生を防止するため、必要に応じて、災害発生後速やかに避難所施設の応急危険度判定を実施できる体制を確認する。

3 避難誘導体制の強化(1) 避難所の収容可能人員等の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、教育委員会、市民生活局市民協働推進室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 避難者の避難状況に応じた最小限の必要スペースをもとに各避難所における収容可能人員の確認を行うとともに、災害の規模や地域の実情に応じて、中学校区単位での避難も含め、避難所以外の施設の利用や在宅避難等の周知を図る。

(2) 災害に応じた避難場所・避難所の指定と市民への周知徹底

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、福祉局
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 災害の規模及び様態に応じて安全に避難できる施設等を指定するとともに、地域住民に対して、避難のあり方や開設基準等について平常時から周知徹底する。
 また、福祉避難所等に関して、避難所との違いや役割について市民への浸透を図る。

(3) 避難指示等の伝達体制の維持及び拡充

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、政策局広報プロモーション室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 要避難地域の住民等に対して迅速かつ確実な避難指示を行うため、防災行政無線、広報車の整備・点検を行うほか、外国人及び障害当事者にも理解できるよう、携帯電話への登録制メール「防災ネットあかし」やスマートフォンアプリ版「ひょうご防災ネット」について、さらなる市民周知を図り、登録を推進する。

また、自主防災組織、住民自治組織等の協力による伝達体制や、県警察本部、神戸海上保安部等防災関係機関の協力による伝達体制を維持し、必要に応じて拡充を図る。

(4) 浸水想定区域内の住民にかかる避難計画の作成

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 浸水想定区域内の住民にかかる避難計画について地域住民とともに検討を行う。

(5) 浸水想定区域内の地下街等及び浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達方法の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 浸水想定区域内の地下街等及び浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への洪水予報、土砂災害等に関する情報の伝達方法を確認する。

(6) 避難確保計画及び浸水防止計画の策定促進

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域防災計画で定められた浸水想定区域内にある、地下街、要配慮者利用施設の避難確保計画及び浸水防止計画の策定、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の策定について、必要な支援を行う。
また、大規模工場における浸水防止計画の策定についても、必要に応じて支援を行う。

(7) 要配慮者利用施設における避難誘導訓練の促進

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 病院、産院等の病人、高齢者、妊婦等の収容施設にあっては、当該施設の消防計画に基づく避難誘導訓練の指導を行い、避難誘導体制の確認及び避難誘導技術の向上を促進する。

(8) 港湾漁港関係の避難誘導に関する啓発

- ◆実施担当 環境産業局産業振興室、都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 南海トラフ地震に備えて、市は県とともに、港湾漁港における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導について定めるよう啓発する。

(9) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

- ◆実施担当 都市局都市整備室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 土砂災害防止法に基づき県から指定された土砂災害警戒区域において、災害情報の伝達、避難場所の他、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、区域の住民への周知を図る。

4 避難所開設体制の確立(1) 指定避難所要員の選定及び指定

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、教育委員会
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 避難所となる小・中学校（41か所）付近に居住する職員（おおむね30分以内に参集可能）の中から、緊急時に避難所に参集し、開設・初期運営を行う要員を「指定避難所要員」として各施設3名指定し、迅速的確な避難所開設を行うための訓練を実施する。

(2) 指定避難所（小・中学校等を除く）、その他の避難所の開設方法等の確認

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、教育委員会、市民生活局市民協働推進室、福祉局福祉政策室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 小・中学校（41か所）以外の公共施設について、避難所開設方法や運営方法について確認しておくとともに、地域の施設等を避難所として使用する場合のルール等について検討を行う。

(3) 避難所開設のための設備の整備

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、教育委員会、市民生活局市民協働推進室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 小・中学校等をはじめ、避難所として利用できる施設においては、避難所の開設・運営に必要な設備の整備を推進する。あわせて、幼稚園の一部を活用するための準備を推進する。

5 避難所運営体制の確立(1) 避難所運営能力の向上

- ◆実施担当 教育委員会、総務局総合安全対策室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 指定避難所要員や避難部職員、避難施設となる施設の施設管理者、教職員を中心として、避難所の運営に関する知識・技術の向上を図る。あわせて、担当者には女性を登用し、ジェンダー視点を取り入れた円滑な避難所運営を促進する。
 また、大規模災害時における避難所運営に必要な人員の確保について、事前に検討しておく。

(2) 避難者による自主的避難所運営の推進

- ◆実施担当 教育委員会、総務局総合安全対策室、市民生活局市民協働推進室
◆実施時期 毎年
◆事業内容 大規模災害発生時における大量避難者の発生、避難生活の長期化及び在宅や車中避難者にも対応できるよう、避難者による自主的な避難所運営を行うための組織や運営のあり方、市との役割分担についての検討を行う。また、指定避難所に避難できない避難者への物資配分や情報交換等が行えるよう、平常時から地域における助け合いや譲り合いの意識醸成に努める。

(3) 避難者のニーズに対応するための運営体制の充実及び良好な生活環境の確保

- ◆実施担当 教育委員会、福祉局、市民生活局
◆実施時期 毎年
◆事業内容 全ての避難者が健全な避難所生活ができるように衛生環境の確保や避難所内の防犯等、安全安心の環境対策を講じる。また、年齢や性別、障害の有無など、多様な避難者に配慮した避難所運営体制の構築を図り、女性には女性更衣室や授乳室、ジェンダー視点を考慮したプライバシー保護、子どもの居場所、健康面や精神面等に関する相談室、ペット及び飼い主の避難環境等の整備に努める。

6 避難行動の支援

(1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の維持及び活用

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
◆実施時期 毎年
◆事業内容 緊急地震速報を伝達するシステムについては、適正な維持管理を行い、必要に応じて拡充を図るとともに、同システムを活用した避難訓練等を実施する。

(2) 緊急地震速報についての普及啓発

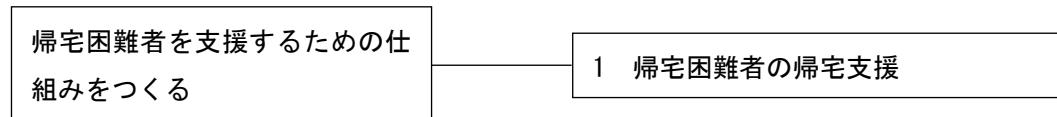
- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、消防局
◆実施時期 毎年
◆事業内容 緊急地震速報を受信したときの適切な避難行動やシステムの技術的限界等について、市民等に広く周知を図る。

第2節 帰宅困難者を支援するための仕組みをつくる

第1 基本方針

交通機関が寸断された際、本市から神戸市西区や加古川・姫路方面等への帰宅が困難になる者が多数発生することから、周辺の行政のみならず事業所、学校等様々な機関が相互に連携し、市外への帰宅が困難となる者に対する交通情報の提供、水・食糧等の提供及び児童生徒等の保護などに関する支援体制の確立を図る。また、本市内の事業所や学校などにおいては、発災時に各自の責任において安否確認や交通情報等の収集を行うとともに、災害の状況等を考慮して従業員、学生等の帰宅を順次行わせる体制を確立するよう努めるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 帰宅困難者の帰宅支援

(1) 徒歩帰宅者支援体制の確認

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 総務局総合安全対策室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 公共施設での水、トイレ、休憩所等の提供等、徒歩帰宅者の支援策等について確認するとともに、一時的な避難場所の確保を検討する。 |

また、関西広域連合とコンビニエンスストアや外食産業などとの間で締結されている「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の周知や、地域事業所による水、トイレの提供に関する協力体制を拡充させる。

(2) 帰宅支援情報及び公共交通情報の提供体制の確認

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 総務局総合安全対策室、政策局、都市局都市整備室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 災害発生時に、徒歩帰宅者への支援情報を適切に提供できるよう周知方法等について確認しておくほか、平常時より公共交通機関との連携を強化し、公共交通に係る情報を迅速に収集し、適切に市民へ提供できる体制を確保する。 |

(3) 事業所・学校等の対応の確認及び通勤通学者への意識啓発

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 総務局総合安全対策室、環境産業局産業振興室、教育委員会 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 事業所や学校に対し、大規模災害発生時における帰宅困難者対応をあらかじめ想定しておくように働きかける。
また、通勤通学者が平常時から徒歩による帰宅ルートを確認しておくよう事業所や学校とともに意識啓発を行う。 |

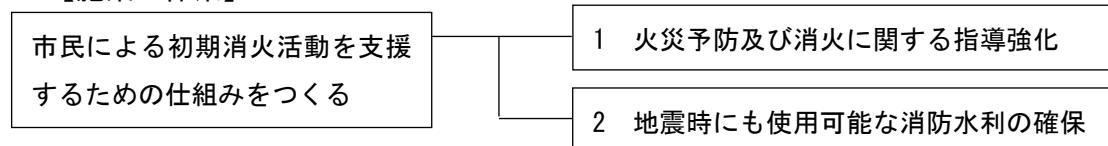
第3節 市民による初期消火活動を支援するための仕組みをつくる

第1 基本方針

大規模地震発生時には、家屋倒壊等に伴う火災が各地で同時に多発する可能性が大きく、消防局や消防団による消火活動だけでは、全ての火災を消火できなくなることが想定される。また、地震発生後は、水道の断滅水により消火栓が使用できなくなる可能性も高い。

このため、一般家庭に対し消火器具、消火用水の普及徹底を図るとともに、消防用資機材の使用方法について平常時から訓練を行い、市民による初期消火活動が円滑に行われるよう努める。また、耐震性防火水槽の整備を促進するとともに、河川、ため池、その他地域の様々な水源などが利用できるよう準備しておくものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 火災予防及び初期消火に関する指導強化

(1) 火災予防及び初期消火に関する知識の普及

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 防火関係団体を通じて防火知識の浸透を推進するとともに、事業所、学校、自治会等地域団体などを対象に防火講習会を行い、防火意識の普及を図る。

(2) 住宅用防災機器の設置促進及び知識・技術の普及

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 火災の早期発見、初期消火のために必要な住宅用防災機器等（住宅用火災警報器、消火器等）の設置促進を図る。
また、火災発生時において市民が迅速かつ適切に消火できるように訓練指導を行い、初期消火に関する知識・技術の普及に努める。

(3) 消防用設備等の設置促進及び知識・技術の普及

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 火災の早期発見、初期消火のために必要な消防用設備等については、基準に基づく適切な設置、適正な維持管理及び取扱訓練の指導を行い、初期消火体制の確認及び初期消火技術の向上を促進する。

2 地震時にも使用可能な消防水利の確保

(1) 耐震性防火水槽の整備促進

- ◆実施担当 消防局、都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域防災公園を中心として耐震性防火水槽の設置を進め
るほか、その他の場所においても耐震性防火水槽の設置促進
を図る。

(2) 多様な消防水利の確保

- ◆実施担当 消防局、環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海等の自然水
利それぞれの特性を踏まえ、適切な組み合わせによる多様な
消防水利の確保を目指し、河川・ため池等における水利権の
調整を進め、取水場所の確保を図る。また、浴場や工場など
地域事業所内の水源を防災目的で活用できるよう、地域協議
等の支援を行う。

第4節 人命救助活動を支援するための仕組みをつくる

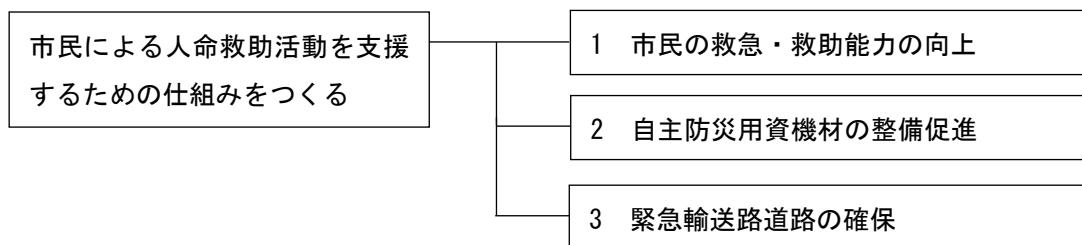
第1 基本方針

大規模地震発生時には、同時に多数の要救助者や負傷者が発生することが想定される。特に、倒壊建物等の下敷きとなった要救助者の救出・救護は、家族や近隣住民による活動が重要となる。

このため、身近な地域において防災用の資機材を配備し、これら資機材の使用方法について平常時から訓練を行うとともに、市民救命士の育成をはじめ、市民に広く救護知識の普及を図る。

また、平常時から救助活動の遅れをなくすための緊急輸送道路等の選定に努める。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 市民の救急・救助能力の向上

(1) 災害時の救出・救護に関する知識・技術の普及

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 消防局 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 各種防災関連パンフレット及び広報あかし等の活用や防災訓練への参加を通して、災害時の初期救助、救護の重要性を理解してもらえるよう努める。 |

また、事業所、学校、自治会など地域団体等を対象に救命講習会等を行い、救出・救護に関する知識・技術の普及に努める。

(2) 市民救命士の養成

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 消防局 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 救命率の向上を目指し、市民を対象に救急法・蘇生法などの市民救命士講習を開催し、年間 5,000 人の養成を目指す。 |

また、事業所などを対象に救急インストラクターの養成に努める。〔再掲〕

2 自主防災用資機材の整備促進

(1) 自主防災用資機材の地域への配備及び維持管理

- ◆実施担当 消防局、市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 自主防災組織や自治会等に、初期救助・救護に必要となる自主防災用資機材を効果的に配備し、平常時からこれら資機材の使用方法に関する知識の普及に努めるとともに、定期的な点検を行うなど適正な維持管理を行うよう啓発する。

3 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うため、国・県が指定する緊急輸送道路を補完する道路について予め検討するとともに、道路管理者との連携に努める。また、県との緊急輸送ネットワークに係るルートを選定する。

(2) 臨時ヘリポートの選定

- ◆実施担当 消防局、総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 道路・鉄道交通の被害による陸上交通の遮断及び同時多発的な火災の発生等において、ヘリコプターによる輸送や情報収集は有効であることから、平常時からヘリポート適地を選定しておく。

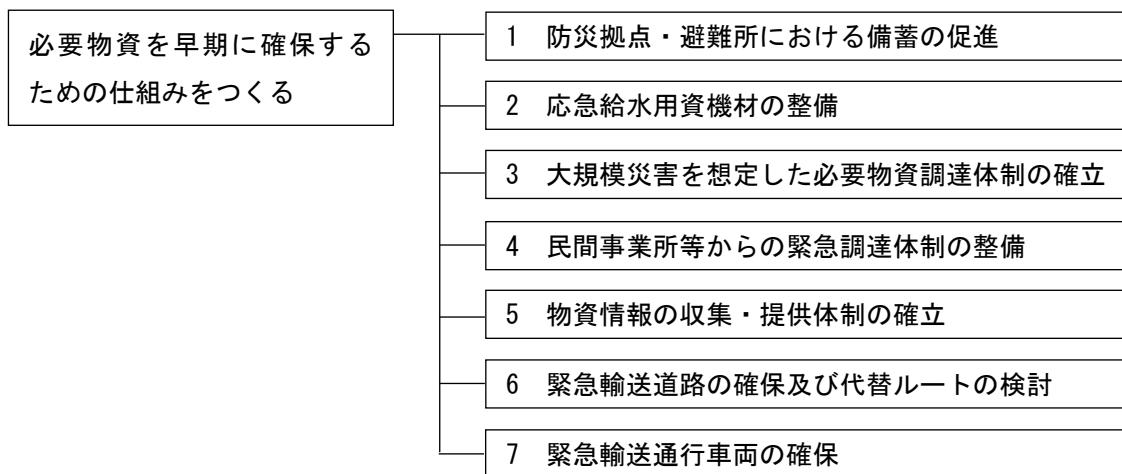
第5節 必要物資を早期に確保するための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害時には、流通機構の混乱により、食糧や生活必需品の確保が困難になるとともに、水道、電気、ガスなどのライフラインの停止により、多くの家庭が生活基盤を失うことが予想される。

被災者等に対して食糧や生活必需品を迅速に供給するため、避難所等における備蓄の見直し及び充実を図るとともに、周辺都市や民間事業所からも食糧や物資を円滑に調達できる体制の確立を図る。また、県と連携した緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、民間事業者の管理施設を含めた輸送拠点の検討、備蓄倉庫の充実や物資搬送方法の見直しを行う。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 防災拠点・避難所における備蓄の促進

(1) 各備蓄倉庫における食糧・物資等の備蓄

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

想定する備蓄物資の給付対象者数や必要数を踏まえ、食糧・物資の備蓄を進める。備蓄場所については、各備蓄倉庫及び各小・中学校等とする。小・中学校施設において管理に制約がある場合は、簡易倉庫を準備する。また、食糧については、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズ、物資については、要配慮者、女性、子どものニーズに配慮する。

(2) 緊急時医薬品の確保

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 医薬品等の必要品目・数量等を検討し、一般医療品の備蓄を行うとともに、医療関係機関や医療卸売業者等の協力のもと、医薬品及び医療用資機材の確保体制を維持する。

2 応急給水用資機材の整備(1) 給水車・給水機材の整備・充実

- ◆実施担当 上下水道局
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 被災者への給水活動を円滑に行うため、給水車、給水タンク、ポリタンクのほか、上下水道局所管の全車両についても平常時から整備・点検に努める。

3 大規模災害を想定した必要物資調達体制の確立(1) 広域的救援物資集積・輸送拠点施設の指定及び確認

- ◆実施担当 市民生活局、総務局総合安全対策室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 県及び他市町等からの救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行うため、市民会館等を広域的救援物資集積・輸送拠点施設として活用できるようにするとともに、当該施設が被災した場合の代替施設についても検討を行う。
 また、県が開設する広域物資輸送拠点から、市が開設する広域的救援物資集積・輸送拠点施設を経て避難所に支援物資を届ける、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

4 民間事業所等からの緊急調達体制の整備(1) 民間事業所との食糧等調達に関する協定締結

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 災害時における食糧及び生活物資の提供を行う協定締結店舗の拡大を目指すとともに、供給を求める品目、数量等についてもあらかじめ調整する。

5 物資情報の収集・提供体制の確立(1) 物資情報の収集・提供窓口の一元化

- ◆実施担当 市民生活局
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 市内の備蓄物資及び周辺都市や事業所等から提供される救援物資について、その所在・品目・数量等に関する情報を収集・把握するための体制を維持し、必要に応じて修正する。
 また、効率的な物資の受け入れ・提供を行うための物資管理体制についても、事前に検討しておく。

(2) 避難所との連絡体制の確立

- ◆実施担当 教育委員会、市民生活局市民協働推進室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 避難所における食糧・物資の過不足を把握し、市役所または災害対策本部に連絡する担当者を各避難所に配置すること、及び非常通信の活用など通信網寸断時に各避難所から市役所等への連絡方法について確認を行う。

(3) 民間事業所との連絡体制の確立

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、市民生活局
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 災害時に民間事業所から食糧、生活物資及び各種資機材、輸送拠点として活用可能な管理施設の提供を速やかに受けることができるよう、平常時から主要な民間事業所との連絡体制を確立するよう努める。

(4) 避難者への物資提供体制の確保

- ◆実施担当 市民生活局市民協働推進室、教育委員会
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 年齢や性別、障害の有無など、多様な避難者がいることを考慮し、避難者に必要な物資の種類や量を判断する。また、自宅、近傍の自治会館や車中での避難者も想定し、これら避難者への物資提供情報の周知方法も検討する。

6 緊急輸送路の確保及び代替ルートの検討

(1) 緊急輸送道路の確保

- ◆実施担当 都市局道路安全室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 被災者への緊急物資を供給するため、国・県が指定する緊急輸送路を補完する道路について予め検討するとともに道路管理者との連携に努める。
 また、県との緊急輸送ネットワークのルートを選定する。

(2) 交通規制等に関する事前周知の徹底

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 災害発生時における交通の混乱防止や緊急輸送道路の確保のため、原則、避難のために車両を使用しないことや、自動車運転者のとるべき措置等について平常時から周知の徹底を図る。

(3) 臨時ヘリポートの指定・整備

- ◆実施担当 消防局、総務局総合安全対策室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 道路・鉄道交通の被害による陸上交通の遮断及び同時多発的な火災の発生等においてヘリコプター輸送は有効であることから、平常時からヘリポートの適地を選定しておく。

(4) 海上運送事業者等との連携

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害により陸上交通が遮断された場合、明石港等を基地とした陸上交通の代替や救援物資の輸送等が行えるよう、平常時から海上運送事業者等との連携・調整を図る。

7 緊急輸送通行車両の確保

(1) 市公用車使用ルールの確立

- ◆実施担当 総務局財務室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各部において保有する市公用車の使用ルールについて明確にするとともに、他の部等の保有車両を使用する場合の手続きや、応急対策の各々の時期に応じた配車調整方法についてあらかじめ調整しておくものとする。

(2) 運送業者等による配送体制の検討

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、市民生活局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大規模災害の場合、食糧の供給が必要な避難所が数多くなり、供給班の配送能力だけではまかないきれない事態が予想されるため、運送業者等との間に災害時における配送協定を締結するなど県とともに円滑な配送体制の確立に努める。

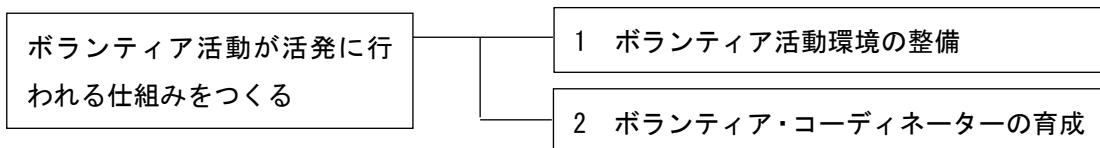
第6節 ボランティア活動が活発に行われる仕組みをつくる

第1 基本方針

大規模な災害の発生時には、民間団体或いは個人が、様々な分野においてきめ細かくボランティア活動を展開することが不可欠であり、かつ効果的であるが、国内外から多くの支援申し入れがあっても、現地での受入れ体制が不十分であるために、ボランティアが効果的に機能しなかったケースが見られる。

災害時にボランティア組織が自主的に活動できるようにするために、ボランティア関係団体や防災に関して専門的知識を有する住民との連携を平常時から強化し、災害時の協力・連絡体制及びボランティアの受入れ・調整を行う体制を明確にするとともに、ボランティアと被災地との調整役となるボランティア・コーディネーターを育成する。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 ボランティア活動環境の整備

(1) 地域のボランティア活動の振興

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時に地域における相互援助活動を円滑に行うことができるよう、平常時より、ボランティアセンターの機能充実を図ってボランティアの育成・支援を図るとともに、地域における助け合いの取り組みを推進する。

(2) 災害ボランティアの事前登録及び活動体制の確認

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から災害ボランティアの登録を行い、あらかじめ災害時における役割を明確にできるよう確認しておく。

また、ボランティア活動マニュアルに基づく訓練等を実施するとともに、必要に応じてマニュアルの更新を行う。

(3) 災害ボランティア受入れ体制の維持及び更新

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害ボランティアの受入れ体制を確認するとともに、受入れに必要な施設及び資機材等の配置を明らかにしておく。

(4) 地域・学校におけるボランティア意識の啓発

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時には共助の取組が重要となることから、ボランティアに関する理解・関心を高めるため、地域や学校における教育・啓発の充実を図るとともに、市防災訓練への参加を促進する。

2 ボランティア・コーディネーターの育成

- ◆実施担当 福祉局、社会福祉協議会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時のボランティア活動を円滑に行うため、平常時より、ボランティアの受入れや相談、調整など、ボランティアをコーディネートする人材の育成を図る。

第7節 市民と行政との意思疎通のための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害時には、市は市民に被災状況、安否等に関する情報のほか、避難や物資提供に係る情報を正確かつ迅速に伝達する。一方、市民等からの災害情報を正確かつ迅速に収集することが必要となる。

このため、災害に関する予報、警報及びその他災害対策上必要な情報伝達並びに情報収集を行うにあたっては、防災行政無線、インターネットをはじめとして複数の通信手段を確保するとともに、報道機関との連携によって効果的な情報発信を行える体制を確立するものとする。また、情報の混乱を防ぐために、市民等からの情報収集窓口及び市民等への情報提供窓口の一元化を図るものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 複数の情報伝達手段の確保

(1) 防災行政無線の点検・整備

- | | |
|-------|--|
| ◆実施担当 | 総務局総合安全対策室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | J-アラート訓練時をはじめ、適時に防災行政無線の点検を行い、必要に応じて整備を図る。 |

(2) すべての人が必要な防災情報にアクセスできる環境の構築

- | | |
|-------|--|
| ◆実施担当 | 政策局 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | ホームページやソーシャルネットワークサービス（X や LINE、Facebook 等）、メール、FAX、その他デジタルツール等による情報発信など、聴覚障害者、外国人を含むすべての人が必要な防災情報にアクセスできる環境の構築に努める。 |

また、日本語が不慣れな外国人に対しては、多言語防災情報サイト「ひょうごEネット」の普及に努める。

(3) 報道機関との連携強化

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 政策局 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 災害に関する通知、要請、伝達等の必要が生じた場合に、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に速やかに報道要請を行えるよう、あらかじめ、必要な手続きを確認する。 |

(4) 情報伝達手段の拡充

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 携帯電話によるメール配信システム、Lアラート（災害情報共有システム）、IP告知端末など様々な手段を用いて情報伝達を行うことができるよう、整備を進める。

(5) 防災DXへの取り組み

- ◆実施担当 政策局、総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時における被害情報や避難所情報等に係るアプリケーション等の開発・導入を進める。

2 市民からの災害情報収集体制の整備

(1) 市民及び自治会・自主防災組織との連絡体制の維持

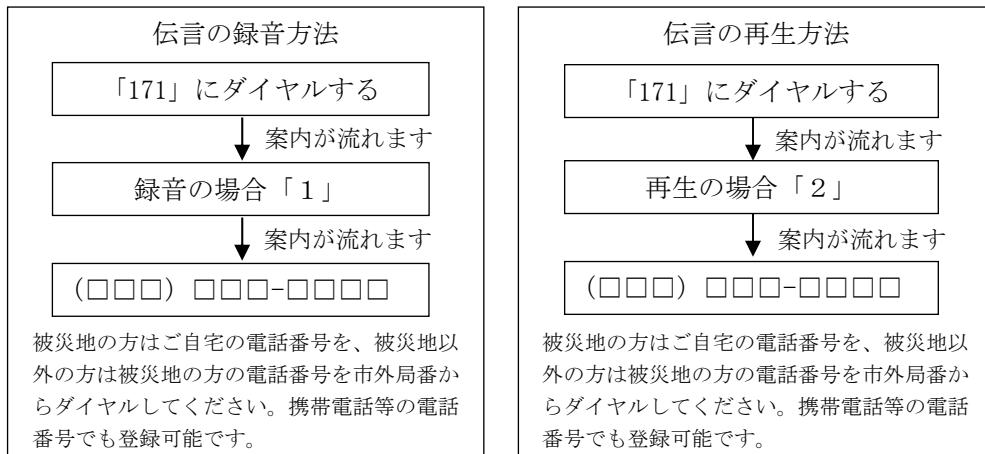
- ◆実施担当 市民生活局市民協働推進室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市民からの災害情報を一元的に収集及び整理・管理するため、情報対策班の体制強化を図るとともに、平常時における自治会や自主防災組織との連絡体制を確立する。

3 市民相互間の情報連絡手段の周知及び啓発

(1) 家族間及び地域における連絡手段の周知及び啓発

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 家族間で災害時の連絡手段をあらかじめ確認しておくことや地域における安否確認の手段等について周知及び啓発を行う。
また、大規模災害発生時には、電話による連絡は控え、NTT災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話の災害用伝言板を利用すること及びその利用方法について、普及啓発を行う。

■ 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法



■ 災害用伝言板（web171）の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

操作手順

- URL:<https://www.web171.jp/>へアクセスする。
- 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力する。
- 伝言を登録・確認することができる。（事前に設定することで閲覧者を限定することもできる。）

※このほか携帯電話各社が災害用伝言板サービスを提供している。詳細は各社の取扱説明書を確認。

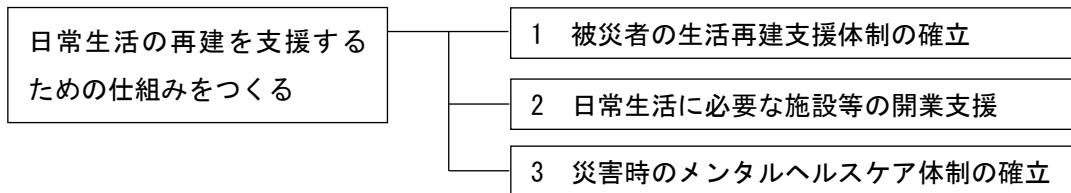
第8節 日常生活の再建を支援するための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害発生後は、市民等が極力速やかに日常生活に復帰できるよう、学校や病院、商店など日常生活に必要な施設の早期開業を支援する必要がある。また、災害によって家族や住居を失った市民等に対しては、物資金銭面や精神面での支援を行うことが必要となる。

さらに、間接的な被害として、職場の被災による勤務日数の調整や解雇、児童虐待やDVを想定し、専用の相談窓口の設置や各種支援制度の情報の発信により、生活再建を支援する態勢の確立を図るものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 被災者の生活再建支援体制の確立

(1) 住民連絡相談窓口の体制の維持

- ◆実施担当 政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 庁内及び関係機関と調整し策定した被災者相談センター設置計画について、相談窓口の運営が災害時に速やかに機能するよう、平常時から関係機関等と連携を図って行く。

(2) 応急危険度判定実施体制の維持

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県や建築関係団体等と協力し、地震等により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定実施体制の整備を図るとともに、県が実施する応急危険度判定士の養成に平常時から積極的に参加するよう働きかける。

(3) 被災宅地危険度判定実施体制の維持

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県や関係団体等と協力し、地震等により被災した宅地の二次災害を軽減・防止するための危険度判定実施体制の整備を図るとともに、県が実施する被災宅地危険度判定士の養成に平常時から積極的に参加するよう働きかける。

(4) 罹災証明発行体制の維持

- ◆実施担当 総務局税務室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 迅速な証明書の発行が行えるよう、兵庫県家屋被害認定士制度等を活用し、家屋被害認定士の養成に努めるとともに、被害調査の統一的運用に努める。

(5) 応急住宅整備に関する事前検討

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市有地等公有地を基本としてあらかじめ応急仮設住宅建設候補地の選定を行うとともに、民間賃貸住宅の居室借り上げについても県と連携をとり、必要想定戸数の確保に努める。

(6) 建築関係団体との連携

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大規模地震発生後に想定される大量の住宅補修・住宅解体事業に対応するため、広域的かつ大量の調達ができるよう、建築関係団体等との連携を強化するよう努める。

2 日常生活に必要な施設等の開業支援

(1) 医療機関の開業情報の提供

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所、政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 被災時の病院・診療所等の開業情報を早期に収集し、適切に市民へ提供できる体制を確保するため、平常時より明石市医師会との連携強化を図るとともに、情報の周知方法について確認する。

(2) 学校の早期再開方策の検討

- ◆実施担当 教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大規模な災害のため、多数の避難者を受け入れている場合や校舎等に甚大な被害を受けている場合であっても、速やかな学校教育再開が行えるよう、避難所の集約方法や仮設教室または代替施設の確保方法についてあらかじめ検討、調整しておく。

3 災害時のメンタルヘルスケア体制の確立

(1) 災害時のメンタルヘルスケア体制の確保

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所、教育委員会
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県、市医師会、市内関係医療機関と連携し、保健師、カウンセラー等からなる災害時のメンタルヘルスケア体制を維持する。
また、児童・生徒に対するメンタルヘルスケア対策に必要な体制を維持する。

(2) DVや虐待など困難な問題を抱える被災者への支援

- ◆実施担当 市民生活局、福祉局、こども局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 声をあげにくいDVや性暴力被害のほか、虐待などの早期発見や早期支援について、災害発生時においても適切な対応・支援が滞ることのないよう、平常時から関係機関との連携強化を図る。

第3章 災害時に援護を必要とする人を支援する

兵庫県南部地震では、被災後の避難生活において、援護等を必要とする障害者や高齢者など、いわゆる「要配慮者」が充分なケアが受けられなかつたことが問題として指摘された。

近年、急速な高齢化の進展や一人住まい世帯の増加などに伴い、災害発生時の情報伝達、避難など様々な面で特別な配慮や支援を必要とする要配慮者はさらに増大しつつある。

災害時に負担が大きくなる要配慮者を支援するため、市は避難行動要支援者名簿の作成による要配慮者情報の把握、名簿提供による情報共有を図るとともに、要配慮者一人ひとりの事情に応じた個別避難計画の作成を促進するなど、要配慮者支援対策に取り組むものとする。

また、自力で災害対応が可能な一般の市民、行政、地域、ボランティア等が一体となって、必要な支援を行うものとし、その支援のための準備を平常時から着実に進めておくものとする。

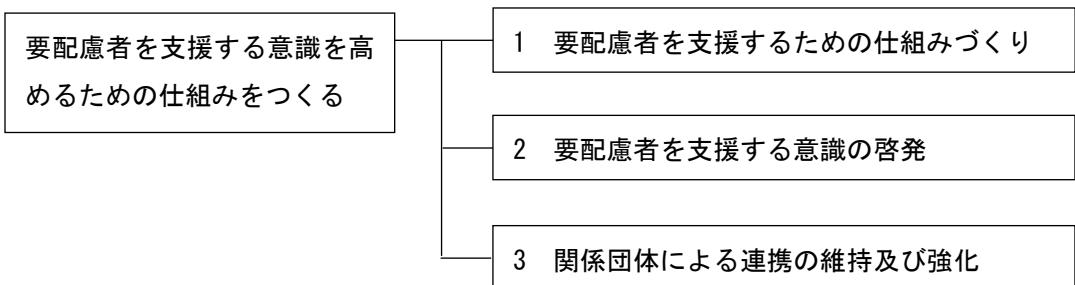
第1節 要配慮者を支援する意識を高めるための仕組みをつくる

第1 基本方針

要配慮者の支援にあたっては、家族、地域、各種ボランティア、福祉関係団体等の、各主体における平常時の取り組み及び災害時の行動が、きめ細かく連携のとれたものでなければ、充分な支援行動とはならず、場合によっては支援されない要配慮者が発生することも予想される。

このため、市民、地域、ボランティア等に対して要配慮者の支援や介護の必要性・重要性を強く訴えるとともに、各主体の参画と連携のもと平常時及び災害時における行動を検討し、機能的かつ効果的に支援行動がなされるような体制の確立を図るものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 要配慮者を支援するための仕組みづくり

◆実施担当 福祉局

◆実施時期 毎年

◆事業内容 要配慮者避難支援計画に基づき、地域住民が主体となって、地域の要配慮者を支援する体制、役割分担、行動計画等を作り上げていくことができるよう支援を行う。

また要配慮者の防災訓練への参加を促進する。〔再掲〕

2 要配慮者を支援する意識の啓発

◆実施担当 福祉局

◆実施時期 毎年

◆事業内容 各種防災関連パンフレットや広報あかし等を活用するほか、地域の各種コミュニティ活動やイベント等を通じて、要配慮者を支援する意識及び地域で相互に助け合う意識の啓発に努める。

また、障害者配慮条例や手話言語障害者コミュニケーション条例の趣旨をふまえ、必要な配慮やコミュニケーション手段の提供において、障害の種別や特性に応じた支援を行うことができるよう障害者と接する際のポイントなどについても情報発信する。

3 関係団体による連携の維持及び強化

◆実施担当 福祉局

◆実施時期 毎年

◆事業内容 地域総合支援センター等は、平常時から避難行動要支援者の安否確認や支援体制の仕組みづくりの検討を行うとともに、安否確認等の災害発生時における支援について、地域のネットワークを活かし、各関係機関が連携した実施に努める。

(参考) 要配慮者とは

要配慮者とは、災害から身を守るために、安全な場所に避難する等の一連の防災行動を取る際に、特に配慮を必要とする者をいう。災害の局面や時期によって必要とする配慮の内容が異なり、きめ細かな対策が求められる。

- (1) 認知症や要介護状態等にある高齢者
- (2) 障害者（児）（肢体不自由者、視覚・聴覚障害者、知的障害者、精神障害者等）
- (3) 難病患者
- (4) 乳幼児
- (5) 一時的な行動支障を負っている妊娠婦や傷病者等

また、要配慮者のうち、自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する者を避難行動要支援者という。

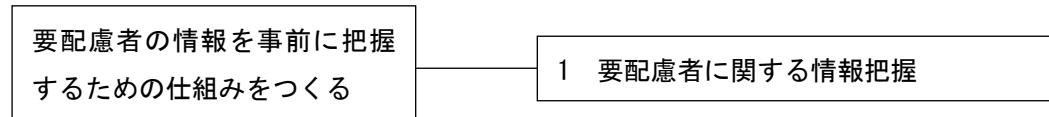
第2節 要配慮者の情報を事前に把握するための仕組みをつくる

第1 基本方針

災害時において要配慮者に対する支援を適切に行うためには、その所在や障害等の状況等の情報について、事前に把握しておく必要がある。また、これらの情報を地域住民が共有し、地域で要配慮者を守るという意識と仕組みがなければ、災害発生に際しても十分な支援をすることはできない。ただし、こうした個人情報についてはプライバシーにも関わる問題でもあるため、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき適正に取り扱う必要がある。

このため、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、その他各種ボランティア団体等と連携しながら、要配慮者に関する情報を地域で共有できるよう努める。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 要配慮者に関する情報把握

(1) 避難行動要支援者名簿による要配慮者情報の把握

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

避難行動要支援者名簿制度についての周知を図るとともに、登録している名簿の更新を行う。

また、要配慮者のうち特に避難支援が必要な、避難行動要支援者について、災害時に迅速・的確な支援を行うことができるよう体制を整える。

(2) 地域における要配慮者情報の把握

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

地域における要配慮者対策を推進するため、要配慮者対策の取り組みを実施する自治会へ避難行動要支援者名簿の提供を行う。

また、地域の各種コミュニティ活動やイベント等を通じながら、自主防災組織や自治会等においても要配慮者の把握が行われるよう取り組みを呼びかける。

【避難行動要支援者名簿の作成、情報提供要領等】

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法により市町村に作成が義務付けられたものである。

ア 名簿に掲載する者の範囲

次の要件に該当する者で、市内に居住し、生活の基盤が自宅にあり、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難支援の確保を図るために支援を要する者とする。

(ア) ひとり暮らし高齢者台帳登録者

(イ) 介護保険制度の要介護4・5認定者

(ウ) 身体障害者手帳1・2級の視覚障害者（児）、聴覚障害者（児）、肢体不自由（移動困難）者（児）

(エ) 療育手帳のA判定の知的障害者（児）

(オ) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者（児）

(カ) その他（災害時において、支援が必要と市長が認める者）

市では、上記の範囲に該当する者を避難行動要支援者とし、災害対策基本法の趣旨に沿って、すべての避難行動要支援者を名簿に掲載する。

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。市で把握していない必要な情報を他機関が保有する場合は、情報の提供を求める。

ウ 名簿に記載する事項及び更新に関する事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

また、住民基本台帳と定期的に照合し、住民登録の変更等により転居や死亡等が確認された場合や、社会福祉施設等への長期間の入所等を把握した場合は、名簿を更新する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 名簿情報の提供

平常時における避難支援等関係者への名簿情報の提供は、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者本人の同意を必要としない。ただし、避難行動要支援者が拒否を申し出た時は、当該避難行動要支援者の名簿情報は提供できないものとする。

災害時や災害の発生するおそれのある場合、避難救助などの緊急時には、消防機関、警察などの避難支援等関係者に対し、情報提供の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供できるものとする。

(3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、自主防災組織、福祉専門職等とする。

(4) 名簿情報の漏洩防止

避難支援等関係者に提供する名簿情報には、登録者の氏名や住所、避難支援等を必要とする事由などの個人情報が含まれるため、取扱いは下記のような点について十分な注意を払う。

- ア 名簿情報は、当該登録者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 提供された名簿情報は、施錠可能な場所で保管するよう指導する。
- ウ 避難支援等関係者個人に災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを説明する。
- エ 名簿情報の提供先が団体の場合、その団体内部で名簿情報を取扱う者を限定するよう指導する。

(5) 避難のための情報伝達

名簿記載の有無に関わらず、要配慮者が災害時に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう、多様な手段を用いた通知又は警告等の情報を提供する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命・身体の安全を守ることが大前提である。そのため、情報提供への同意により、平常時から地域の避難支援等関係者に名簿情報が提供されることで、避難行動を取る際の支援を受ける可能性が高まるが、必ず支援が受けられることを保証するものではないことを避難行動要支援者本人やその家族等にも理解してもらう必要がある。

また、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、自治会・町内会等の地域住民全体でルールを決め、周知することが必要となる。

なお、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負わない。

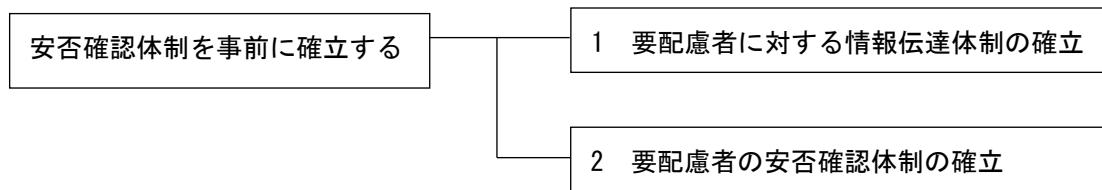
第3節 安否確認体制を事前に確立する

第1 基本方針

災害時に要配慮者の安否確認及び避難誘導を確実に行うためには、市職員や地域住民だけでなく、日常的に訪問している人々による協力が必要不可欠である。

このため、福祉関係団体等との連携を図りながら、各地域ごとにきめ細かな安否確認体制を確立するものとする。また、市からの情報伝達についても、音声以外の文字情報や絵カード（イラスト）、外国語による伝達も取り入れるなど、要配慮者を考慮した伝達体制を確立するものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 要配慮者に対する情報伝達体制の確立

(1) 障害特性に応じた情報伝達体制の確立

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 視覚障害者や聴覚障害者においては通常の映像・音声では避難情報等が伝達できない可能性があるため、FAX、メール等様々な媒体を組み合わせた情報伝達体制を維持し、必要に応じて拡充を図る。

(2) 外国語及びやさしい日本語による情報伝達体制の確立

- ◆実施担当 市民生活局文化・スポーツ室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 日本語に不慣れな外国人へ情報伝達を行うため、平時から、通訳ボランティアを活用して市や公益財団法人明石文化国際創生財団のホームページに多言語での生活情報を掲載するなど、災害時に情報発信できる体制を確立しておくとともに、兵庫県が運用する多言語防災情報サイト「ひょうごEネット」の普及に努める。

また、外国語及びやさしい日本語を使用した防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導等の啓発に努める。

2 要配慮者の安否確認体制の確立

(1) 福祉関係団体等による安否確認体制等の確認

- ◆実施担当 福祉局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害発生時に、速やかに要配慮者の安否確認ができるよう、民生委員・児童委員、障害者団体、ケースワーカー等による安否確認体制について確認を行うほか、在宅避難を続ける要配慮者に対する見守りや生活支援等についても検討する。

(2) 地域による安否確認体制の確立

- ◆実施担当 福祉局、市民生活局市民協働推進室、消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域に居住する要配慮者に対して、地域住民、消防団、自主防災組織等が情報の伝達、安否の確認等の援助を行えるような体制が整備されるよう支援を行う。

第4節 要配慮者のための避難環境を事前に整備する

第1 基本方針

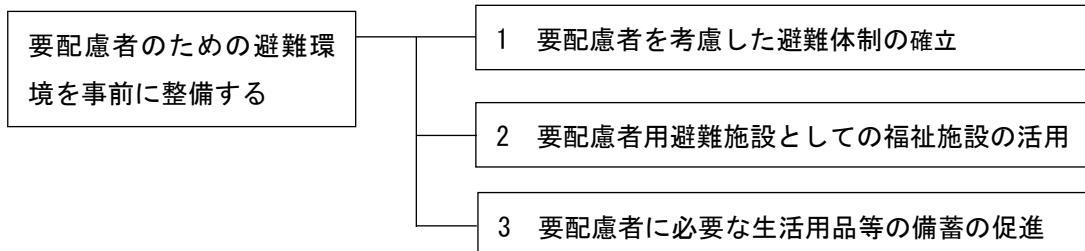
災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする要配慮者の安全確保を図るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び福祉専門職等の避難支援等関係者（避難支援等実施者を含む。）と市が連携し、地域でお互いに助け合う体制を築き、一人ひとりに応じた避難方法等を定めた個別避難計画の作成を促進する。また、計画が作成されている地域において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、計画で定められた避難支援等の内容を前提として両計画の整合が図られるとともに、訓練等により両計画の実効性が確保されるよう努める。

なお、継続的な支援や介護を要する要配慮者については、通常の避難所では十分な対応ができないことが想定される。また、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入をしている患者についても、医療機関からの協力が得られるような環境を整備しておくことが必要となる。

このため、要配慮者を収容する社会福祉施設等の福祉避難所を確保し、被災状況に応じて適切に避難誘導する体制を確立するものとする。また、社会福祉施設等においては、防災設備や物資等の備蓄の充実強化を図るとともに、受け入れ体制及び緊急連絡体制等の確立を図るものとする。

また、要配慮者を収容する社会福祉施設等の福祉避難所について、市民に対して避難所との違いや役割の浸透を図るとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 要配慮者を考慮した避難体制の確立

(1) 要配慮者を考慮した避難情報の発令基準の確認

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 総務局総合安全対策室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 要配慮者の避難に要する時間を考慮した避難情報等の発令基準について確認を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。 |

(2) 個別避難計画の作成促進

- ◆実施担当 福祉局、総務局総合安全対策室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 災害時に要配慮者が迅速かつ安全に避難できるよう、地域の自治会・町内会や民生児童委員、福祉専門職、地域総合支援センター、まちづくり協議会、障害当事者等団体と市が連携して、要配慮者一人ひとりの事情に応じた個別避難計画の作成を促進する。
 <重点的な作成促進地域>
 河川浸水想定区域（朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、清水川、喜瀬川（市外河川ではあるが一部影響を考慮。））及び高潮浸水想定区域（明石市沿岸部）

(3) ひなんサポーターの養成

- ◆実施担当 福祉局、総務局総合安全対策室
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 地域の共助による支援体制の強化を図るため、要配慮者への声かけや支援等を学ぶ参加型の研修を開催し、地域のひなんサポーターを養成する。ひなんサポーターには地域の防災訓練等への参加を呼び掛け、地域で継続的に活躍できる仕組みを検討する。

2 要配慮者用避難施設としての福祉施設の活用

(1) 要配慮者に対応した福祉施設等の避難所指定

- ◆実施担当 福祉局、教育委員会
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 高齢者、障害者等要配慮者の生活環境を考慮し、要配慮者に対応した市の施設を福祉避難所として指定するほか、小・中学校等（41か所）に設置される福祉避難室の体制を整え、機能充実を図る。また、旅館業者との連携により2次避難所としての施設の確保に努める。

(2) 福祉施設における避難受入れ体制の要請

- ◆実施担当 福祉局
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 要配慮者の避難所となる民間の福祉施設等に対して、災害時において入居者・通所者の対応に加え、可能な限り避難受け入れを拡大するよう要請する。

(3) 避難所におけるバリアフリー化の推進

- ◆実施担当 教育委員会
 ◆実施時期 毎年
 ◆事業内容 高齢者・障害者等が入居・通所する福祉施設だけでなく、災害時の避難所となる小・中学校等においても、積極的にバリアフリー化の推進を図る。

また、物理的な障害だけでなく、情報コミュニケーションのバリアフリー化にも配慮し、様々な手段による情報保障を行う。

3 要配慮者に必要な生活用品等の備蓄の促進

(1) 福祉施設における介護用品・生活用品等の備蓄

◆実施担当 福祉局

◆実施時期 毎年

◆事業内容 福祉避難所や福祉避難室において、避難生活等に必要な介護用品及び生活用品等の備蓄を促進するよう努めるとともに、災害発生時に必要な物資を確保するための方法を検討する。

また、民間の福祉施設等についても、備蓄に取り組むよう働きかける。

【個別避難計画の作成】

市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難行動要支援者一人ひとりに応じた避難方法等を定め、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援を実施するため個別避難計画の作成に努める。

(1) 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

計画の作成に当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市が把握する計画作成の対象者に関する情報を集約する。市で把握していない必要な情報を他機関（都道府県や民間事業者等）が保有する場合は、情報の提供を求める。

また、避難支援等に必要な情報については、避難支援等関係者が参加する会議の場で共有し、支援等に関する調整を行う。

(2) 計画に記載する事項及び更新に関する事項

計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

また、避難行動要支援者名簿と定期的に照合し、住民登録の変更等により転居や死亡等が確認された場合や、社会福祉施設等への長期間の入所等を把握した場合、自治会・町内会や支援者等から変更の届出があった場合は、計画を更新する。

ア 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他
の連絡先

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と
認める事項

(3) 計画情報の提供

平常時における避難支援等関係者への計画情報の提供は、避難支援等の実施に必要な限度で実施することができる。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者の計画情報は提供することができない。

災害時や災害の発生するおそれのある場合、避難救助などの緊急時には、消防機関、警察などの避難支援等関係者に対し、情報提供の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で計画情報を提供することができる。

(4) 計画情報の漏洩防止

避難支援等関係者に提供する計画情報には、登録者の氏名や住所、避難支援等を必要とする事由などの個人情報が含まれるため、取扱いは下記のような点について十分な注意を払う。

- ア 計画情報は、当該登録者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 提供された計画情報は、施錠可能な場所で保管するよう指導する。
- ウ 避難支援等関係者個人に災害対策基本法に基づく守秘義務が課せられていることを説明する。
- エ 計画情報の提供先が団体の場合、その団体内部で計画情報を取扱う者を限定するよう指導する。

(5) 避難のための情報伝達

計画記載の有無に関わらず、要配慮者が災害時に円滑に避難のための立ち退きを行うことができるように、多様な手段を用いた通知又は警告等の情報を提供する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命・身体の安全を守ることが大前提である。そのため、情報提供への同意により、平常時から地域の避難支援等関係者に計画情報が提供されることで、避難行動を取る際の支援を受ける可能性が高まるが、必ず支援が受けられることを保証するものではないことを避難行動要支援者本人やその家族等にも理解してもらう必要がある。

また、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、自治会・町内会等の地域住民全体でルールを決め、周知することが必要となる。

なお、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負わない。

第4章 危機管理体制を構築する

発災直後には情報連絡に関するかなりの混乱が予想されるため、職員一人ひとりが自らなすべき職務を認識して、自主的に責任ある行動ができるようにしておくことが必要である。

本市では、1995年の兵庫県南部地震、2004年の台風被害、そして2001年の明石市民夏まつり事故及び大蔵海岸陥没事故と、近年様々な災害や事故に対して全般的な体制のもとで対策にあたってきた。

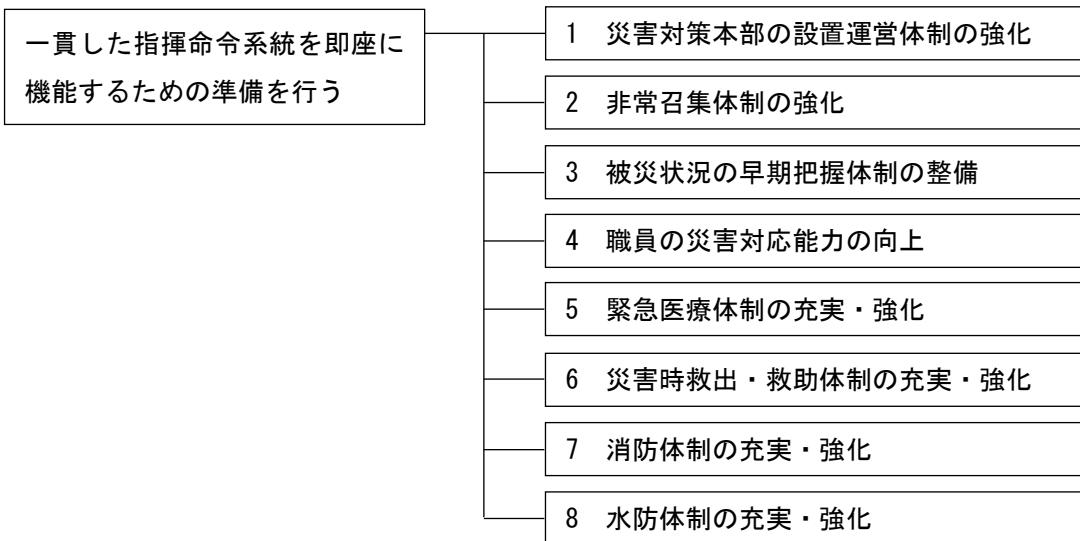
このため、こうした災害等の経験を生かし、平常時における防災・安全対策の徹底や危機管理意識の向上に今後も一層努めるとともに、災害時を想定した組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るものとする。

第1節 一貫した指揮命令系統が即座に機能するための準備を行う

第1 基本方針

災害時において即座に動ける指揮命令系統を確立するため、災害対策本部の設置運営体制、及び非常召集体制の強化、職員の災害対応能力の向上を図り、平常時から充分な準備及び訓練を行う。また、発災直後の救出・救助活動、緊急医療活動、消火活動等を迅速に実施するため、各種施設・装備を整備、充実するとともに、災害対応が長期間となる場合に備え、職員が効果的かつ安全に取り組める環境の構築など、応急体制の強化を図る。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 災害対策本部の設置運営体制の強化

(1) 災害対策本部開設運営訓練の実施

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、各局部
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害対策本部の設置運営体制の強化を図るため、災害対策本部開設運営訓練を実施する。

(2) 緊急要員の指定及び初動体制の確立

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため職員の配備体制・勤務時間外における参集体制について確認を行い、必要に応じ適宜見直しを行う。

(3) 本部代替設置場所の確保

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、政策局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 現在の本庁舎は、1970年に当時の耐震基準で建設され、耐震診断で「改修・補強が必要」と判定されており、市役所に本部設置が困難な場合の代替設置場所を検討し、本部としての指揮統括機能を果たすために必要な情報通信処理施設その他必要な設備の整備を行う。

(4) 交代要員の指定及び交代体制の確立

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 職員が被災する場合や、災害対応が長期化する場合を想定し、子育てや介護等を抱える職員をはじめ、すべての職員が災害対応に効果的に取り組める環境を構築するとともに、災害対策本部・平常業務体制での交代要領を準備する。

(5) 職員用乳幼児一時預かり所の設置

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 育児中の職員が災害対応に従事する場合に、子どもを一時的に預けることができる場所及び乳幼児をケアする体制を整備する。整備にあたっては、保育士が配置されている職場（市民相談室、子育て支援室、こども育成室等）の協力を検討する。

2 非常召集体制の強化

(1) 職員への連絡手段・連絡体制の確立

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 職員に対して速やかに連絡を行い、非常召集が迅速に行えるよう定期的に情報伝達・安否確認訓練を実施する。

(2) 登庁できない職員の参集場所等の明確化

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 交通事情等により、指定されている職場に参集できない場合を想定し、各職員に最寄りの代替参集場所（市民センター等）及び参集経路等について平常時から確認させる。
また、公共交通機関の不通、交通渋滞回避等に備え、自転車の活用等により、確実な職員参集及び災害業務の円滑化を図る。

(3) 登庁していない職員の安否確認体制の確立

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時における職員等、特に登庁していない職員等の安否確認を行う体制について、各局等に周知を図る。

3 被災状況の早期把握体制の整備

(1) 職員参集途上における情報収集及び報告要領等の周知

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 職員が参集途上において正確かつ適切に情報収集を行えるよう、「被害状況報告」に関する周知徹底を図る。

4 職員の災害対応能力の向上

(1) 安全管理・危機管理に関する職員研修の実施

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時における各職員の適切な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑なものとするため、平常時から安全管理及び危機管理に関する職員研修を実施する。

(2) 市防災訓練・各部実働訓練の実施

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、各局部
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害対応の様相の変化を考慮した市防災訓練及び各部実働訓練を実施する。

5 緊急医療体制の充実・強化

(1) 災害時医療体制の充実

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各医療機関の被災・稼働状況を迅速に把握できるように、明石市医師会等の連絡・参集体制を確認するとともに、救急医療に関する市民病院、DMA T等、明石市医師会の活動内容を確認し、総合的な医療体制を整備する。

(2) 医療機関の情報通信体制の維持

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時の患者の円滑な搬送のため、市、消防局、医療機関をつなぐ情報通信体制を維持する。

(3) 緊急搬送体制の確立

- ◆実施担当 消防局、福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 兵庫県消防防災航空隊やドクターヘリとの連携のもと、ヘリコプターの運航による緊急患者の搬送体制、医療資機材等の輸送体制の整備を図る。

6 災害時救出・救助体制の充実・強化

(1) 救助及び救急隊員の養成

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 複雑多様化する各種災害に対応するため、救助隊員の養成と特殊技術の鍛錬に努める。また、救急需要の増加に対応するため、救急隊員の充実強化を図る。

(2) 救助用資機材の整備

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 特殊災害に対応できる高度な資機材の整備推進により、救助体制の充実強化を図る。

(3) 建設業者等との連携及び資機材調達の支援

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 人命救助活動に際して障害物等除去が必要となる場合に速やかに応援要請できるよう、市内建設業者との連絡体制を確立するとともに、所有する資機材等についても平常時から把握するよう努める。

7 消防体制の充実・強化

(1) 消防施設・消防団施設の整備

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 地域開発などによる都市形態の変化や複雑・大規模特殊化する災害に対応するため、消防施設の機能強化を図る。また、消防団についても、拠点施設の整備と装備の充実を図る。

(2) 消防車両・消防装備の充実・強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各種車両の増強及び更新によって、災害形態にあった消防車両の整備を図る。
また、消防活動の即応性と効率性を向上させるため、消防装備の充実・強化を図る。

(3) 消防体制の強化

- ◆実施担当 消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 分署配置の総合的な検討と整備を行い、消防活動体制の充実強化を図る。
消防団については、消防局との連携のもとに、地域における防災リーダーとして各種組織の指導を行うとともに、地域と一体となった連携・協力体制を構築する。

8 水防体制の充実・強化

(1) 河川水位情報等確認体制の維持及び強化

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 県設置の水位情報やインターネット等各種情報システムの活用、映像伝送システムの利用、現場における目視監視等により、河川水位情報等をリアルタイムで確認する体制を維持する。

(2) 水防上重要な区域における警戒体制の充実

- ◆実施担当 都市局都市整備室、環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 日常的に監視が必要なため池や水防上重要な区域においては、水利組合及び地元関係団体等との密接な連絡体制を整備するとともに、災害を未然に防ぐための警戒体制の充実を図る。

(3) 水防活動能力の維持・強化

- ◆実施担当 総合安全対策室、消防局、都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 消防団、市(水防本部)の水防活動能力を向上させるため、定期的に出水期前に水防訓練を行い、避難誘導や水防作業を練成する。

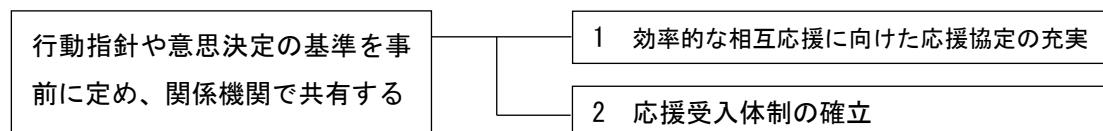
第2節 行動指針や意思決定の基準を事前に定め、関係機関で共有する

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、その被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となり、応急対策を実施するにあたっても支障をきたすことが予想される。このように災害発生後必要があると認められる場合においては、法令及び応援協定に基づき、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援要請を行うことが必要となる。

このため、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から応援要請及び受入のための連携強化を図るものとする。なお、南海トラフ地震のように、県や隣接する市町も同時に被災する可能性のあるような場合を想定し、より広範囲の市町村との間で応援協定を締結するほか、業界団体との応援協定をさらに広く推進するものとする。また、過去の災害支援の経験等を踏まえて効果的な支援内容を検討する。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 効率的な相互応援に向けた応援協定の充実

(1) 他市町との連携強化

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 平常時から近隣市町はもとより広域的に情報交換や防災訓練への参加を通じて相互の防災対策に係る連携を強化する。

(2) 業界団体との災害時協力・応援に関する協定締結

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、各担当局部
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 医療機関、建設業者、小売業者等業界団体との間に、災害時における食料・物資・資機材の提供、並びに人的な協力・応援に関する協定を締結するとともに、必要に応じて協力・応援の内容・体制等を見直す。

2 応援受入体制の確立

(1) 応援・派遣の受入責任者及び受入場所の選定

- ◆実施担当 総務局職員室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 国、県、他市町及び業界団体等からの応援・派遣の受入れを踏まえ、各機関間の連絡調整要領を整備するとともに実務上の受け入れ責任者を選定する。

また、応援・派遣を受け入れる際の資機材等置き場及び人員の宿泊施設又は設営適地を選定するとともに、活動環境に係る整備を行う。

(2) 応援・派遣組織に対する情報提供

- ◆実施担当 総務局職員室・総合安全対策室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 応援・派遣組織が到着後から円滑に応援業務に従事できるよう、明石市内の施設、道路、地域の特性を案内する資料及びハザードマップを必要数準備する。

第5章 市民の生活環境を維持する

災害によるライフラインの機能低下もしくは停止は、市民の日常生活に対して極めて大きな影響を与えるものであり、たとえ住居が無事であっても避難生活を余儀なくされることもある。また、多数の被災者が避難所等で長期にわたる集団生活を余儀なくされるような事態においては、健康で衛生的な生活環境が整備されていなければ、感染症などの二次災害が拡大するおそれもある。

このため、衛生状態を維持するための備蓄の確保や衛生管理体制の確立を図るほか、災害によってライフラインが一時的に被災したとしても、早期に復旧できるよう、平常時から施設整備及び体制整備に努めるものとする。

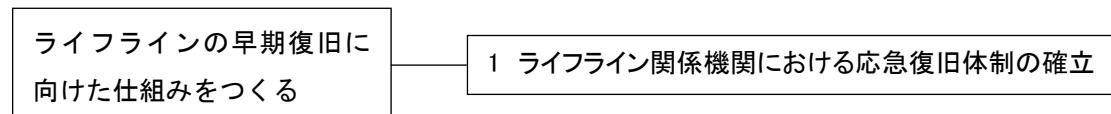
第1節 ライフラインの早期復旧に向けた仕組みをつくる

第1 基本方針

上水道、下水道、電気、ガスなどのライフラインは、市民の生活を維持する上で不可欠な都市施設であり、平常時から施設、設備の点検及び強化に努めることが必要であるが、被災した場合であっても、都市全体の機能が麻痺することなく、迅速な復旧を行えるようにしておくことが必要である。

このため、市及びライフライン関係事業者は、施設が被災した場合に迅速かつ的確な応急・復旧ができるよう、災害対策用資機材の整備や応急・復旧体制の確立に平常時から努めるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 ライフライン関係機関における応急復旧体制の確立

(1) 応急復旧体制の強化

◆実施担当 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、NTT西日本株式会社、上下水道局

◆実施時期 毎年

◆事業内容 ガス事業者、電気・通信事業者においては、災害時における被害の拡大防止、安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から応急復旧体制の強化に努めるものとする。

なお、上下水道についても、災害により被害を受け、機能を喪失した場合の職員の配置計画についてあらかじめ作成するものとする。

(2) 災害対策用資機材の整備

- ◆実施担当 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、N T T 西日本株式会社、上下水道局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害応急復旧活動を円滑に実施することができるよう、各ライフライン関係機関において平常時から災害対策用資機材の整備・拡充に努める。

(3) 緊急時事業継続計画の策定

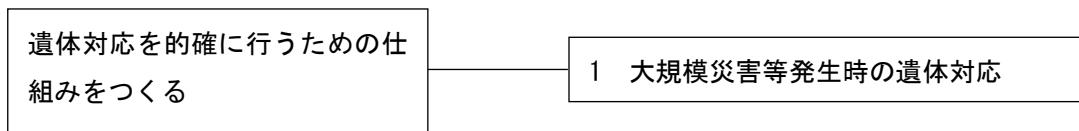
- ◆実施担当 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、N T T 西日本株式会社、上下水道局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ライフライン関係機関においては、重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序や臨時供給方法について定める計画の P D C A サイクルによるスパイラルアップを図るほか、施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図るものとする。

第2節 遺体対応を的確に行うための仕組みをつくる

第1 基本方針

大規模災害等発生時には、市内のみならず周辺市町においても直接死、災害関連死の増大が想定されることから、遺体の収容・安置場所についてあらかじめ検討するとともに、その遺体が感染症に起因する場合の感染防止策対策を準備する。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 大規模災害等発生時の遺体対応

(1) 遺体収容場所等の確保

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 大量の遺体が収容される場合、あかし斎場旅立ちの丘だけでは遺体安置所が不足する可能性もあるため、大規模災害時の遺体収容場所についてあらかじめ調整する。

(2) 感染防止対策

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 遺体からの感染を防止するための対応手順の確認や、必要な資機材の整備及び更新を行う。

(3) ライフライン停止時への備え

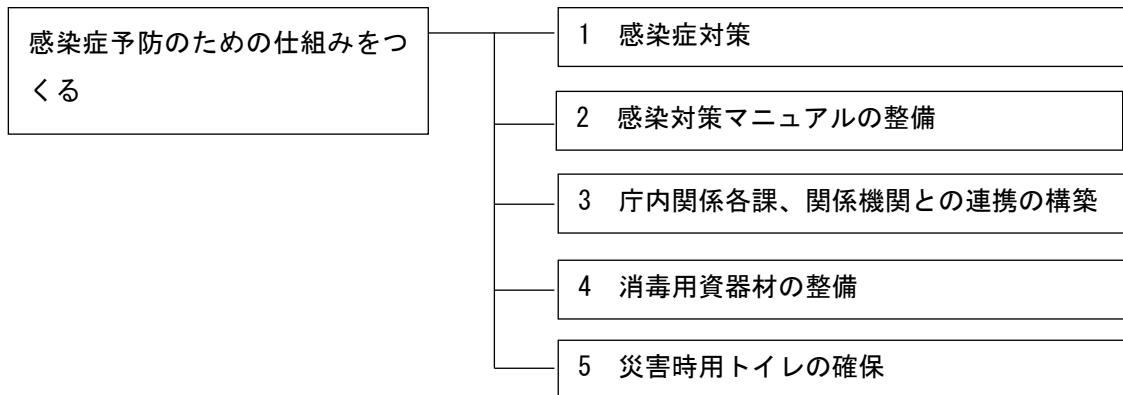
- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ライフライン停止時にも火葬を行うための資機材をあらかじめ整備し、対応手順の確認や訓練を行う。

第3節 感染症予防のための仕組みをつくる

第1 基本方針

大規模災害発生後の感染症の発生を予防するためには、衛生的な生活環境を維持するとともに、必要に応じて適切な防疫活動を実施することが必要である。このため、防疫活動マニュアル等の運用についても確認等を行うものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 感染症対策

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

災害等の発生時には、避難所、救護所等で感染症の発生予防のため、衛生指導を行うとともに、感染症の拡大防止のため、患者発生時には速やかに疫学調査を実施し、必要時、患者の個室対応や、汚染範囲の消毒について調整する。また市民へは、手洗い等手指衛生の重要性を啓発する。

2 感染症対策マニュアルの整備

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 平時より、災害等の発生時の感染症の発生、拡大予防について、速やかに行動できるよう感染症対策マニュアルを整備する。

3 庁内関係各課、関係機関との連携の構築

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害等の発生時に、府内関係各課、関係機関と連携して対応できるよう、平時より、情報共有・情報交換を行い、役割分担を確認するなど連携体制を構築する。

4 消毒用資器材の整備

- ◆実施担当 福祉局あかし保健所
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難所、救護所等で感染症の発生予防のために必要な消毒薬等の物品を確保し整備する。

5 災害時用トイレの確保

(1) 災害時用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等資機材の確保）

- ◆実施担当 総務局総合安全対策室、環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時において十分なトイレを確保するため、トイレのない避難所等において仮設トイレを設置するための資機材や、組み立て式の簡易トイレ及び携帯トイレなどの備蓄を進めるとともに、仮設トイレ取扱業者との供給に関する協定及び広域相互応援協定により確保する。

(2) 災害時のし尿収集処理体制の確認

- ◆実施担当 環境産業局環境室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害時の汲取り業務を含めたし尿収集運搬委託業務契約を締結し、委託業者及び広域相互応援協定により対処することを確認する。

第4節 災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理する仕組みをつくる

第1 基本方針

被災後の生活環境を復旧するに際しては、がれきなどの災害廃棄物等の処理が不可欠であるが、大規模災害の場合、市だけでは処理することができない大量の災害がれきや片付けごみ等が発生することも予想される。また、危険ごみやアスベストを使用した建物や構造物については、処理・撤去に伴って二次災害が発生することのないよう、十分な対策を講じておくことが必要となる。

このため、災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な処理を行えるよう市民、事業者、ボランティア等とも連携した災害廃棄物等処理体制を確立するとともに、広域的な処理体制の確立についても検討を行う。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 災害廃棄物等処理体制の確立

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 環境産業局環境室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生するがれき等を迅速かつ適正に処理するため、収集体制や一時的な集積場所、災害廃棄物等の減量化、有害ごみ・危険ごみ等の分別に関する市民及び事業所に対する広報内容等を事前に検討し、体制を確立する。 |

(2) 災害時のごみの収集処理体制の確認

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 環境産業局環境室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 災害時であっても恒常に発生する市民生活及び事業活動に伴うごみの収集作業を迅速かつ適正に完了させるため、市職員、収集委託業者及び収集許可業者の人員動員体制の確認を行う。 |

(3) 災害廃棄物等処理に関する広域的処理体制の確認及び検証

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 環境産業局環境室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 大量の災害廃棄物等が発生し、一都市では処理不可能となる場合を想定し、県及び他市町との相互応援協定に基づく広域的処理体制を確認するとともに、必要に応じて体制を検証する。 |

第6章 都市基盤の機能を維持する

都市基盤施設は都市の骨格をなす施設であり、これらの機能が低下もしくは停止した際には、都市全体の機能が麻痺することも想定される。特に、河川の氾濫防止、市街地の浸水被害軽減のための総合的な浸水対策が求められるほか、道路・公園等の都市基盤施設は、大規模火災発生時の延焼防止や災害発生時の避難・運送等重要な機能を担う施設であることから、既存施設の機能強化とともに、新たな施設整備が必要である。

また、木造密集市街地や急傾斜地の住宅については、平常時から様々な災害予防策を講じておくとともに、これら防災上問題のある地域を災害に強い市街地へと改善することが重要である。

このため、明石市では、浸水被害の軽減、新たな都市基盤の整備や既存施設の耐震性の向上、災害発生の危険度の高い市街地の解消に向けて計画的に都市整備を進めるものとする。

第1節 総合的な浸水対策を実施する

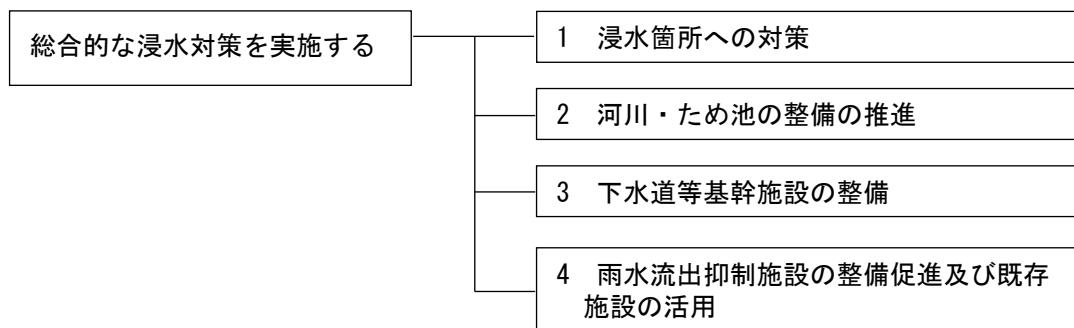
第1 基本方針

明石市では、ハザードマップにより、河川の氾濫等による浸水想定区域を広く市民に周知しているが、近年全国的に被害をもたらしている台風の大型化や局所的集中豪雨の頻発、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大等を踏まえて、より一層浸水被害の軽減に取り組む必要がある。

また、地震の揺れに伴い河川やため池等の堤防が破堤することによる洪水、浸水被害について未然に防止することが求められる。

このため、明石市総合浸水対策計画（平成20年度策定）に基づき、国・県・水利組合等との連携のもと、関係部署はそれぞれの対策を計画的に推進する。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 浸水箇所への対策

(1) 浸水防止のための監視及び対策の実施

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

ごみが堆積するなど排水機能が妨げられ浸水の恐れがある箇所においては、定期的にパトロールを行い梅雨・台風等に備えるとともに、水路や側溝、雨水枠等の清掃、汚泥除去、草刈等の浸水対策を実施し、局部的な浸水の解消を図る。

2 河川・ため池の整備の推進

(1) 河川改修事業等の実施

- ◆実施担当 施設管理者
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

市内を流れる河川については、県等との連携のもと、計画的に河川改修事業等を実施する。

また、市内水路について水路管理者、水利組合等と連携し、必要な改修工事を実施することで浸水被害の軽減を図る。

(2) ため池改修事業の推進

- ◆実施担当 環境産業局産業振興室

- ◆実施時期 毎年

市内 108 箇所のため池のうち、決壊等による被害を防止するため、定期点検を行い、優先的に整備する必要があるもののを選定し、効率的かつ計画的な改修事業等の防災・減災対策を行う。

3 下水道等基幹施設の整備

(1) 雨水管整備事業の推進

- ◆実施担当 上下水道局下水道室

- ◆実施時期 毎年

明石市総合浸水対策計画に基づき、近年の台風やゲリラ豪雨に対応するため雨水幹線の整備を促進し、浸水被害の軽減を図る。

(2) 道路排水施設の整備及び改善

- ◆実施担当 都市局道路安全室、上下水道局下水道室

- ◆実施時期 毎年

下水道施設等と連携しながら横断溝や雨水枠等の新設を行うとともに、古い年代に築造された排水効率の悪い側溝や雨水枠等を排水し易い構造に改善する。

4 雨水流出抑制施設の整備促進及び既存施設の活用

(1) 公共施設用地等への一時貯留・浸透施設の設置

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 基幹施設（下水道など）の整備完了には長い期間を要することや、整備基準を超える降雨に対応するため、校庭や公園等を活用した雨水の流出抑制に取り組む。

(2) 道路等への透水性舗装の拡大・浸透側溝などの普及

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 道路等への透水性舗装の拡大とともに、浸透枠や浸透側溝などの積極的な設置を推進し、水循環に配慮したまちづくりを進める。

(3) 各戸貯留施設の普及

- ◆実施担当 上下水道局下水道室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 雨水が一時に流出する量を軽減するため、各家庭での貯留施設の普及を啓発する。

(4) 住宅開発等における浸水対策

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 宅地化などにあたっては、貯留・浸透施設や透水性舗装を採用するなど、条例、規則を見直し、一定規模以上の住宅開発等における雨水流出抑制等の義務化を目指す。

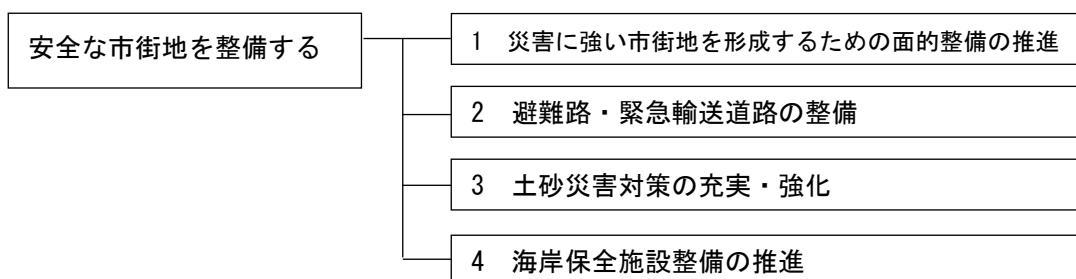
第2節 安全な市街地を整備する

第1 基本方針

明石市の既成市街地に古くから存在する住宅地域の中には、道路などの都市施設が不足している上に老朽住宅が密集しているなど、防災上の課題を抱えた地区が点在している。また、避難路や緊急輸送道路等を確保する上で、特に南北方向の幹線道路の整備や狭い道路の改善が課題となっている。

このため、防災上課題のある地区については、市街地の安全性を向上させることを目的とした市街地開発事業等の事業化を目指すものとする。また、防災上必要性の高い都市計画道路を中心として計画的に整備を推進するとともに、地区計画やその他の計画手法を活用しながら、地区の安全性の促進を図るものとする。さらに、造成宅地等の安全性の確保を図るため、的確な指導に努めるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 災害に強い市街地を形成するための面的整備の推進

(1) 計画的な市街地開発事業等の推進

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 都市局都市整備室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 市街地内における防災空間の確保を図るため、市街地再開発事業や土地区画整理事業、住環境整備事業による面的整備の推進に努める。 |

(2) 防災空間確保のための地区計画の活用促進

- | | |
|-------|--|
| ◆実施担当 | 都市局都市整備室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 市街地内における防災空間の確保を図るため、密集した既成市街地においても都市基盤等整備にあわせて、地区計画や建築協定などの計画手法を地域住民との合意に基づき活用する。 |

(3) 公園の設置及び既設公園のリフレッシュ

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 一次避難地や延焼防止などの機能を持つ公園・緑地等の整備を推進する。
特に、公園については、地域の特性を生かした新たな公園整備を進めるとともに、老朽化や地域住民の年齢構成、利用形態などにあわせて既設公園のリフレッシュ整備を行う。

(4) 市街地内の身近な農地の保全

- ◆実施担当 都市局都市整備室、環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市街地における農地は、避難地や延焼を防ぐ機能を有するばかりではなく、平常時においても暮らしに潤いやゆとりを与える都市緑地として貴重なオープンスペースとなりうることから、生産緑地等の制度や市民農園としての活用などを検討することによりその保全を図る。

2 避難路・緊急輸送道路の整備

(1) 防災幹線道路網の整備

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 安全な避難路となり、また、緊急支援物資の輸送、消防・救急・救助活動等の迅速で円滑な実施を確保するため、東西及び南北幹線道路の重点的な整備を進め、防災幹線道路網の形成を図る。

(2) 狹あい道路の拡幅整備の推進

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 「狭あい道路整備事業」により、建築行為等に伴う後退用地を確保するとともに、道路として拡幅整備を進めていくことで、地区内の狭あい道路の解消を進め、安全性の向上を図る。

(3) 放置自転車・違法駐車対策の推進

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 避難、救助、消火などに支障を与える放置自転車や違法駐車を解消するため、様々な啓蒙・啓発活動を通じて利用者マナーの向上を図るとともに、放置自転車の撤去、駐輪場への誘導などを実施する。

3 土砂災害対策の充実・強化

(1) 宅地造成等規制法の適用

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 宅地造成によるがけくずれ又は土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成工事に対する規制及び既成危険宅地に対する指導等を実施する。
また、災害予防の見地から、造成地に対するパトロールの強化、保全のための合同調査の実施等を積極的に進める。

(2) 土砂災害警戒区域における警戒体制の確立

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 土砂災害警戒区域に指定されている箇所のパトロールの強化を図り、必要に応じ関係者に情報提供などを行う。

4 海岸保全施設整備の推進

(1) 海岸保全施設整備の推進

- ◆実施担当 施設管理者
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 高潮、津波、波浪などによる海岸災害に備えて、防潮堤、護岸など海岸保全施設の整備を推進し、安全な海岸の整備に努める。

(2) 不法放置艇対策の推進

- ◆実施担当 施設管理者
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 津波発生等の際に被害を拡大させる危険性のある放置プレジャーボート等については、東播磨港におけるポートパーク事業の拡大やマリーナの事業化促進などによって、整理、集約を図る。

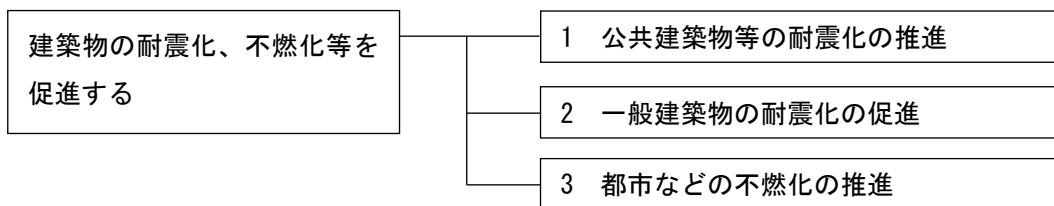
第3節 建築物の耐震化、不燃化等を促進する

第1 基本方針

兵庫県南部地震では、建物の倒壊や家具等の転倒による圧死が死者の約8割を占めており、建物の倒壊によって道路が塞がれることで避難や消防活動に支障をきたすケースも多く報告された。また、木造建物が密集している地区などでは、地震発生時等に万一火災が発生した場合、広範囲にわたって延焼が拡大する危険も想定される。

このため、明石市耐震改修促進計画等に基づき、建築物の倒壊や焼失を防ぎ、さらには地域全体の安全性向上を図るため、個々の建物について安全性を点検し、必要に応じて耐震改修や不燃化対策などの予防策が実施されるよう、各種支援促進策を講じるものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 公共建築物等の耐震化の推進

(1) 公共建築物等の耐震性向上及び市役所新庁舎建設

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 都市局住宅・建築室、政策局 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 耐震診断未実施の一部公民館について、今後、建物の使用状況を検討し、財政状況も踏まえながら計画的に耐震化を進めるとともに、市役所庁舎については、新庁舎の建設を進めるものとする。 |

(2) 消防庁舎の耐震性向上

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 消防局総務課 |
| ◆実施時期 | 令和3年度～令和8年度 |
| ◆事業内容 | 市内6か所に配置されている消防署分署のうち、老朽化した庁舎について高い耐震性能を有した災害活動拠点とするため、建て替え又は耐震補強を含んだ改修を計画的に行う。 |

【参考】

- 魚住分署（昭和44年4月竣工）
- 朝霧分署（昭和46年4月竣工）
- 中崎分署（昭和47年6月竣工）

2 一般建築物の耐震化の促進

(1) 耐震化に関する防災知識の普及

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 各種防災関連パンフレットや広報あかし等を活用し、一般市民に対する建築物の防災知識の普及拡大を図る。

(2) 建築計画に対する指導の強化

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 宅地開発や建築計画に伴う申請などに対する審査や指導を強化するとともに、工事中の検査を充実し、違反の防止や良質な施工の確保に努める。

(3) 既存建築物の耐震化の推進

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 平成28年度～令和7年度
- ◆事業内容 耐震改修促進法に基づく明石市耐震改修促進計画により、特定建築物の耐震化の指導をする。特に、一定規模以上の建築物に対しての指導を強化する。

(4) 耐震診断等の推進

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 平成28年度～令和7年度
- ◆事業内容 「簡易耐震診断推進事業」により、住宅の耐震診断を行うとともに、耐震性の劣る住宅について耐震化促進事業による補助制度の普及啓発により耐震化を促進し、住宅の耐震化率97%をめざす。

(5) ブロック塀等の倒壊防止の推進

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 ブロック塀、石塀、レンガ塀などの塀の倒壊又は転倒による災害を防止し、安全を確保するため、耐震化の推進に努める。

(6) 民間医療施設の耐震性向上

- ◆実施担当 都市局住宅・建築室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 多数の人が利用し、さらに災害時には重要な役割を担う民間医療施設について、耐震性の向上が図られるよう、関係団体等への指導・助言に努める。

3 都市などの不燃化の推進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

- ◆実施担当 都市局都市整備室
- ◆実施時期 概ね5年毎
- ◆事業内容 市街地への延焼危険性を軽減するために、土地利用の高密度化を図るべき地域や木造建築物の密集している地域、さらに延焼遮断帯としての機能を有する道路沿道について都市基盤整備にあわせ可能な地域について防火地域・準防火地域の指定を行う。

(2) 文化財の保護対策

- ◆実施担当 市民生活局文化・スポーツ室、消防局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 指定文化財保護のため、重要な建造物については、消防法に基づき消防用設備等の設置及び適正な維持管理を図り、防火管理体制の確立に努める。また、文化財防火デーにおいては、防火指導を行う。

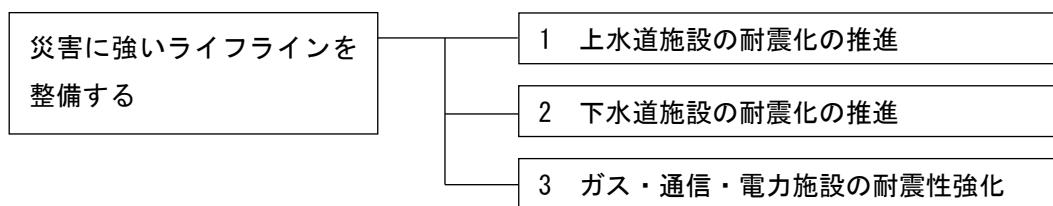
第4節 災害に強いライフラインを整備する

第1 基本方針

上水道、下水道、電気、ガスなどのライフラインは、市民の日常生活だけでなく災害対応上も欠くことのできない重要な施設であり、これらライフラインが被害を受けた場合、避難活動、救護活動、及び復旧活動など様々な方面にわたって深刻な影響を与えることが予想される。また、これらライフラインの機能低下がもたらす都市の機能麻痺は、社会経済活動全体に影響を及ぼし、復旧・復興の遅れにもつながる危険性を持っている。

このため、これらライフライン施設については、事前の予防措置を日頃から講じておくことを基本として、耐震性の強化をはじめ被害軽減のための各種対策を積極的に実施するものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 上水道施設の耐震化の推進

(1) 水道基幹施設の耐震化等の推進

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 上下水道局水道室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 第3次整備事業計画及び老朽管整備計画に基づく水源対策、基幹施設の耐震化、施設の機能強化及び危険管理体制の強化を進める。 |

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の維持及び管理

- | | |
|-------|---|
| ◆実施担当 | 都市局都市整備室、上下水道局水道室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 地域防災公園に設置している1基あたり100m ³ の貯水量を持つ飲料水兼用耐震性貯水槽の維持及び管理を行う。 |

2 下水道施設の耐震化の推進

- | | |
|-------|--|
| ◆実施担当 | 上下水道局下水道室 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 処理場・ポンプ場設備等下水道施設の耐震補強を進めるとともに、老朽化した下水管についても計画的な更新を進める。 |

3 ガス・通信・電力施設の耐震性強化

(1) ガス施設設備の耐震補強の推進

- ◆実施担当 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、
Daigas ガスアンドパワーソリューション株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設（製造所・供給所等）及びガス導管等設備の耐震性向上と計画的な更新を進める。

(2) 電気通信施設の耐震補強の推進

- ◆実施担当 NTT西日本株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 電気通信施設及び設備の耐震補強を進めるとともに、防災面から無電柱化推進計画に基づき、都市部のケーブルの地中化を推進する。

(3) 電力施設の耐震補強の推進

- ◆実施担当 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 電力施設及び設備の耐震補強を進めるとともに、防災面から無電柱化推進計画に基づき、都市部のケーブルの地中化を推進する。

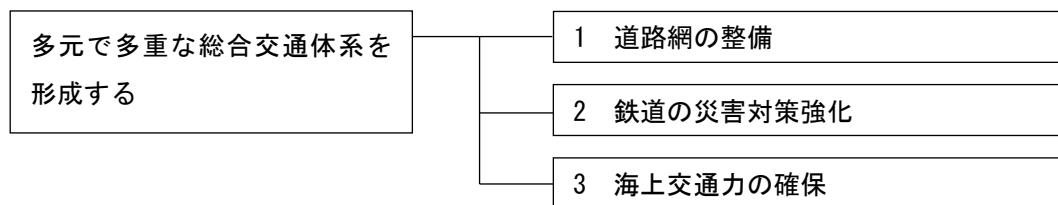
第5節 多元で多重な総合交通体系を形成する

第1 基本方針

本市の道路については、東西方向の幹線道路はほぼ慢性的な混雑状態となっており、万一幹線道路の寸断が発生した場合、広域的な輸送や移動に影響を及ぼすだけでなく、市街地内において深刻な交通渋滞が発生することも予想される。また、本市では、JRを利用して通勤通学をする市民が多く、万一鉄道が寸断された場合は、市民の日常生活に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

このため、東西方向を中心とする広域幹線道路網の形成を促進するとともに、市内交通の機能強化を図るため、南北道路や地区道路の整備推進を図るものとする。また、鉄道についても、災害時においても円滑な運行を保持できるよう、平常時から鉄道施設等の耐震性向上を図るものとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 道路網の整備

(1) 抱点間を結ぶ道路網の整備

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 国道2号、朝霧二見線、山手環状線、江井ヶ島松陰新田線など市内の抱点間交通を担う都市計画道路の整備拡充を推進する。

(2) 道路・橋梁等の耐震性強化

- ◆実施担当 都市局道路安全室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 市が管理する道路について、耐震性の強化を図るとともに、必要な防災施設の整備を図る。
特に、地震に対する橋梁の安全性の確保を図るために、市道橋梁の点検並びに落橋防止等の工事を実施する。

2 鉄道の災害対策強化

(1) 鉄道施設の耐震性強化

- ◆実施担当 西日本旅客鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 駅舎、トンネル、橋梁、軌道法面、電線路支持物等、鉄道施設に関する耐震性強化を図る。

(2) 風水害対策の強化

- ◆実施担当 西日本旅客鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 風害対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の揺れ止め強化を行うほか、橋梁上または高架部分等に設置の風速計により、風速を監視する。
また、雨量計、河川水位計、河川情報センター端末機並びに文字放送等により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気予報等の情報を収集し、状況把握を行う。

3 海上交通力の確保

- ◆実施担当 都市局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 平常時から海上輸送事業者等と協議を行うなど、災害時に海上交通力を確保するための取り組みを推進する。

第7章 平常業務の継続と早期復旧を行う

災害発生時には、災害対応業務を優先的に行うことが重要であるが、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障を及ぼさないためには、許容できる範囲で平常業務を継続させるとともに、あらかじめ想定しておいた復旧・復興のシナリオに従い、業務を遂行することが重要であり、平常時から検討して明らかにしておくものとする。

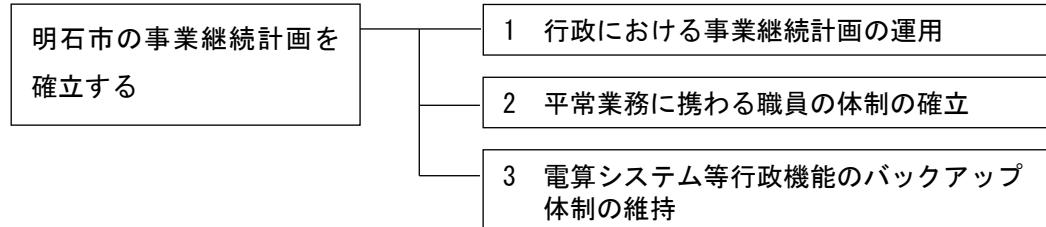
第1節 明石市の事業継続計画を確立する

第1 基本方針

大規模な災害等によって職員、施設、及び機器等が損傷を受けた場合であっても、平常業務を中断させることなく、残存する能力で業務を継続させるため、優先すべき業務を事前に明確にし、代替施設及び職員を選定するなど、災害発生時の平常業務の対応方法や組織等の確立を図るものとする。また、早期に通常レベルへと行政機能を復旧させることができるよう、平常時から各種データや資料等のバックアップを定期的に行うよう努めるものとする。

また、事業継続計画の実効性をより高めていくため、外部からの応援の円滑な受け入れを想定した受援体制についても定期的な見直しを図ることとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 行政における事業継続計画の運用

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

明石市事業継続計画に基づき、優先的に継続を必要とする平常業務について、必要人員数の把握や作業手順の具体化等を進め、速やかな業務再開が可能となるようマニュアルの作成を行う。

また、被害想定の見直し、市の組織や事務の変更、運用に対する評価等に加え、災害時の応援の受け入れ体制について検討し、定期的に計画の見直しを図る。

2 平常業務に携わる職員の体制の確立

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 災害対応と並行して重要な平常業務を継続させるため、各部局における組織体制を確立するとともに、部局を超えた動員体制の構築を図る。

3 電算システム等行政機能のバックアップ体制の維持

- ◆実施担当 総務局総務管理室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 平常業務及び災害復旧等に必要な情報のバックアップを得し、同じ災害で同時に被災しない場所で保存するよう努める。

第2節 企業・事業所の事業継続の取り組みを支援するための仕組みをつくる

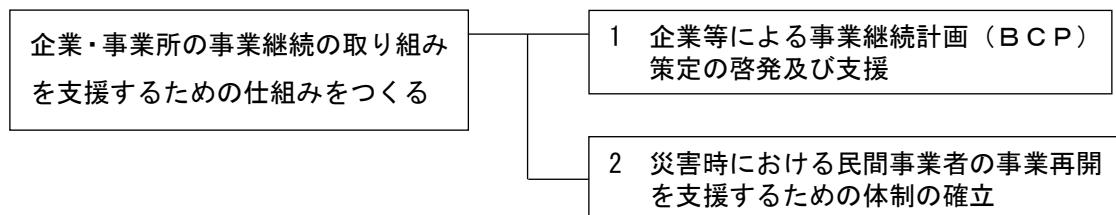
仕組みをつくる

第1 基本方針

民間企業においては、災害や事故によって事業が継続できなくなると、中断期間における利益が失われるばかりでなく、顧客・取引先を失うことによって連鎖的に被害が拡大する可能性がある。このため、災害等によって被災しても、いかに事業を継続するか、またはいかに早期に復旧するかが重要視されており、逆にこうした事業継続に対する取り組みを積極的に行っている企業が対外的な信頼を得るようになりつつある。

しかしながら、こうした「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定している企業はまだ一部であり、今後は、市内の企業に対しても、事業継続計画策定の必要性や具体的な策定方法を示していくものとする。また、民間企業の早期復旧に向けた努力が円滑に進むよう、行政側の支援体制についてもあらかじめ検討することとする。

【施策の体系】



第2 計画内容

1 企業等による事業継続計画（BCP）策定の啓発及び支援

- ◆実施担当 環境産業局産業振興室
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

市内の企業、事業所に対して、市域での災害リスクとあわせて事業継続の取り組みの必要性及び効果を示し、あらかじめ事業継続計画を策定するよう働きかけるとともに、計画策定に向けた支援を行う。

2 災害時における民間事業者の事業再開を支援するための体制の確立

- ◆実施担当 総務局
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容

災害時に民間事業者が業務再開を行うにあたり、施設・設備補修等に行政の許認可が必要となる場合において、これら許認可に係る手続きが支障なく、遅滞なく行われるよう、明石市事業継続計画に基づき、災害時における行政の許認可体制を確立しておく。

第8章 各機関における防災への取り組み

国、県、ライフライン等各関係機関においては、様々な防災事業に取り組んでいるところであるが、各機関における事業についての認識をより深めていく。

第1節 各機関における主な防災事業

各関係機関における主な防災事業については以下のとおりである。

兵庫県東播磨県民局

- ◆事業名 「ひょうご安全の日」東播磨地域防災のつどいの実施
- ◆実施時期 毎年
- ◆事業内容 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、県民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害に備えるため、「ひょうご安全の日」である1月17日前後に、防災学習会等を実施し、地域の防災意識の高揚と防災力の向上を図る。

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ◆事業名 電力供給ルートの多重化
- ◆実施時期 每年
- ◆事業内容 電力供給ルートは網目状でつながれており、通常ルートで障害があっても別ルートからの供給できるようバックアップ体制をとる。

- ◆事業名 他電力会社等との協調
- ◆実施時期 每年
- ◆事業内容 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

◆事業名	電気事故の防止
◆実施期間	毎年
◆事業内容	関西電力及び関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2 広報活動

(1) 電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。

カ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) P Rの方法

電気事故防止 P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びS N S

等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

大阪ガスネットワーク株式会社

- | | |
|-------|---|
| ◆事業名 | 供給停止システムの推進 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 地震が発生した場合は、二次災害を防ぐために、揺れの大きさによって自動的にガスを止める。 |
| ◆事業名 | ガス管の更新 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 住宅付近のガス管は金属のものから、地中でも錆びたり腐らず、柔軟性のあるポリエチレン管に順次入れ替えていく。 |

N T T西日本株式会社

- | | |
|-------|---|
| ◆事業名 | 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171） |
| ◆実施時期 | 災害時・毎月1日及び15日・正月三が日・防災週間（8/30～9/5）・防災ボランティア週間（1/15～1/21） |
| ◆事業内容 | 災害発生時、被災地域の居住者が「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」にアクセスし、電話番号等をキーとして被災状況を音声、或いは文字で情報を伝言登録する。登録された伝言は電話番号をキーとして、全国から聴取、閲覧、追加伝言登録が可能。 |
| ◆事業名 | 重要通信センターの分散 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターが被災した場合、そこを経由する通話はすべて途切れてしまうことになるため重要通信センターは分散設置し、通信の孤立回避を図る。 |
| ◆事業名 | 中継伝送路の冗長化・2ルート化 |
| ◆実施時期 | 毎年 |
| ◆事業内容 | 伝送路の冗長化により万が一片方のルートが被災しても、冗長構成により自動的に他のルートへ瞬時に切り替わるようにする。また伝送路の2ルート化により、1つのルートが被災しても、他のルートに回線を分散しておくことで、通信の確保を図る。 |